

創立期日本共産党史のための覚書

松 尾 尊 允

は じ め に

ここに紹介し検討を加える三種類五点の文書は、いずれもいわゆる第一次共産党事件（一九二三年六月）における押収文書の謄写本で、現在アメリカ合衆国スタンフォード大学のフリーヴァー研究所に所蔵されているものである。敗戦時特高警察関係文書は多く焼却処分^①に付せられたが、処分以前に占領軍により押収されたもの、あるいは処分を免れて市場に流出したもののうちアメリカ人の手に落ちたものが、今日なおアメリカの各所に残存している。筆者は一九六七年はじめて渡米していらい十余年、鋭意その所在の探索につとめて来たが、収穫のうちもつとも貴重な部類に属するものをここに披露することとなった。いわゆるスパイ査問事件が政治・社会問題化していらい、特高資料の史料価値が改めて検討を要請されることとなったが、ここに取上げる文書は、官憲の作為を容れる余地のない押収物件であり、創立期日本共産党史研究に不可欠の根本史料群にほかならない。

一九二二年七月に創立され、一九二四年二月に解党決議を行った創立期の日本共産党（「第一次共産党」）については、信夫清三郎氏の先駆的業績『大正デモクラシー史』（日本評論新社、一九五八年）以後、裁判記録や関係者の回想をもとに精細な考証を試みた犬丸義一氏の一連の研究により基本的諸事実の多くが確定され、またコミンテルン資料を駆使し、外国研

究者の業績をも参照した岩村登志夫『コミンテルンと日本共産党の成立』（三一書房、一九七七年）によって、コミンテルンの対日方針と、日本共産党におけるその受容の問題について、はじめて分析のメスが加えられた。研究は着実に進みつつあるが、いまだに謎の部分は多い。

その理由の大半はいうまでもなく資料の不足にある。たしかに『前衛』『赤旗』『階級戦』『労働新聞』『農民運動』『労働組合』等の機関誌紙類は、復刻されるが、さもないければ法政大学大原社会問題研究所などの研究機関で閲覧可能となった。しかし共産党は当時秘密結社であり、党内文書類は残りにくい。党内事情をうかがわせる第一次共産党事件関係の裁判資料は一部を除いて公開されていない現状にある。いきおい研究者は三・一五、四・一六事件被告中の古参党员、徳田球一・佐野学・杉浦啓一・荒畑寒村・鍋山貞親・佐野文夫の予審訊問調書（みすず書房『現代史資料』(19)・(20)所収）、あるいは『山川均自伝』（岩波書店、一九六一年）、『寒村自伝（新版）』上・下（筑摩書房、一九六五年）、『近藤栄蔵自伝』（ひえい書房、一九七〇年）、野坂参三『風雪のあゆみ』一―四（新日本出版社、一九七一年―一九七七年）、高瀬清『日本共産党創立史話』（青木書店、一九七八年）等の回想録に依存することになる。

たしかに徳田球一・佐野学・杉浦啓一ら両事件被告の供述は、第一次共産党事件から約七年ぐらいしかたっていないので、比較的信用がおけるが、何分第一次共産党事件は裁判としては決着済みであるだけに、裁判官の追及はよわく、供述は詳細でない。回想録の類も貴重な資料であるが、長年月後の記憶に依存するものだけに、信憑性においてうたがわしく、厳密な資料批判を必要とする。第一次共産党事件裁判記録の公開が望まれるゆえである。

これまで研究者に利用されたことのある裁判記録としては、予審請求書、堺利彦・吉川守邦の予審訊問調書、実況見分書、予審終結意見書、予審終結決定、第一審判決、控訴審判決があり、このほか押収物件中「英国共産党暫定党規」と称する規約（公安調査庁『片岡政治編』『日本共産党史（戦前）』一九六二年、四四―四七頁、立山隆章『日本共産党検挙秘史』

武俠社、一九二九年、一〇〇—一〇五頁）、高尾平兵衛の「脱党届」（立川、前掲書、一三六—一三八頁）、および、石神井会議の「議事録を基礎として、議論の概要を記」したもの（同上、一一二—一二三頁）の三点が世に知られている。しかしこれらは一部にすぎないし、どこまで正確に押収物件たる原文書の内容をつたえているか検討を要する。ほかに被告すべての予審訊問調書ないし聴取書、関係者の聴取書と調書、および七〇点以上の押収物件が存在していたことは確実である。⁽³⁾

本稿第一章で取扱う無題の二文書は、いずれも党内通達の写本で、これまで内容はもとより存在自体が知られていなかった。第二章では規約関係の二文書を紹介する。「英国共産党暫定党規」は前記の両活字本とほぼ同一内容であるが、細部において重要な差異点があり、規約の原型復元には欠かせぬ写本である。「党規ノ改正」と題する文書はこれまで内容が知られていなかったもので、これによりいわゆる市川大会（一九二三年二月）で決定した規約改正の全容がはじめて把握される。第三章の「議事録」とはいわゆる石神井会議（一九二三年三月）の議事録の写本である。前記のごとくその「概要」なるものが紹介されているが、本資料により、かねてよりさまざまな臆測を呼んでいる会議の真相に迫りうる確実な手がかりが与えられるのである。これらの資料の史料的价值についてはここで喋々するまでもなく、本稿の内容を一読されれば自ずと了解されうるはずであるが、ここで一言しておくとなれば、第二・三章で扱う三文書こそ、第一次共産党の綱領と規約という基本文献に関する最重要資料で、しかも第一次共産党検挙事件の発端をつくった最初の押収物件であるということだけで充分であろう。⁽⁴⁾

私はこれらの文書を紹介するにあたっては細心の注意をはらい、誤字、脱字に手を加えぬことはもとより、改行箇所も原文書どおりとした。ただし「英国共産党暫定党規」だけは一箇所欄外書込みがあり、印刷技術上これを原型のまま活字に組めぬことを遺憾とする。この文書には前記のとおり活字本があるので、綿密な校合を試みた。とくに「議事録」については、従来の研究がごとく活字本に依拠しているので、その信憑性を明らかにするために、この活字本をも照合に便なよ

うに併記した。その上で各文書につき必要な注解を施し、さらにこれらの史料によって明らかになった新事実を指摘した。第三章では、このほか、石神井会議の重要な論点の一つとなっている綱領問題の結末について、とくに検討を試みた。

本稿は、一九七八年度特定研究経費「ロシア革命に対する世界各地の反応についての比較研究の」分担報告である。執筆にあたってはフーヴァー研究所司書、エミコ・モフィット、アラン・ポール両氏の高配を得た。資料につき教示を得た渡部徹・田中真人両氏、およびとくにコミンテルン関係資料ならびにコミンテルンに関連する知識を惜しみなく提供された岩村登志夫氏に深甚の謝意を表する。

凡 例

頻出する文献は次のように略記する。

治安警察法違反 堺 利彦予審訊問調書↓堺調書

〃 吉川守邦予審訊問調書↓吉川調書

治安維持法違反 鍋山貞親予審訊問調書（山辺健太郎編『現代史資料』19、みすず書房、一九六七年、所収）↓鍋山調書

〃 国領五一郎予審訊問調書（〃 19）↓国領調書

〃 杉浦啓一予審訊問調書（〃 19）↓杉浦調書

〃 荒畑勝三予審訊問調書（〃 20）↓荒畑調書

〃 徳田球一予審訊問調書（〃 20）↓徳田調書

〃 佐野学予審訊問調書（〃 20）↓佐野学調書

〃 佐野文夫予審訊問書（〃 20）↓佐野文夫調書

同志社大学人文科学研究所編『近藤栄蔵自伝』（ひえい書房、一九七〇年）↓近藤本

座談会『『暁民共産党』と第一次共産党』出席者 太田雅夫・高津正道・浦田武雄・高瀬清（右所収）↓「座談会」

荒畑寒村『寒村自伝』下（岩波文庫、一九七五年）↓寒村自伝

野坂参三『風雪のあゆみ』(四)(新日本出版社、一九七七年)↓野坂本

高瀬清『日本共産党創立史話』(青木書店、一九七八年)↓高瀬本

立山隆章『日本共産党検挙秘史』(武俠社、一九二九年)↓立山本

公安調査庁調査資料(片岡政治編)『日本共産党史(戦前)』(一九六二年、現代史研究会復刻)↓片岡本

岩村登志夫『コミンテルンと日本共産党の成立』(三一書房、一九七七年)↓岩村本

犬丸義一『日本共産党の成立をめぐる』(『現代と思想』12、一九七三年)↓犬丸論文

(1) 『日本マルクス主義の源流』(井汲卓一他編『現代のイデオロギー』第二巻、三一書房、一九六一年)、『コミンテルン日本支部の創立』(労働

運動史研究会編『国際共産主義運動の歴史と現状』労働旬報社、一九七〇年)、『日本共産党』の創立をめぐる』(『歴史評論』一九七一年一

月号)、『日本共産党の成立をめぐる』(『現代と思想』12、一九七三年)、および法政大学大原社会問題研究所編『前衛』(1)(一九七一年)、『赤旗 階級戦』(一九七三年)に付せられた「解題」。

(2) 第一次共産党に関する主要な資料のリストは注(1)の『前衛』(1)、『赤旗 階級戦』の各「解題」に掲げられている。

(3) 筆者の見たことの出来た裁判記録は本文であげたもののほか、猪俣津南雄の予審調書、参考人堺真柄の調書、鑑定人太田彰・山名篤義の筆跡鑑定書がある。これらの中で言及されている他の裁判記録には次のようなものがある。

予審調書

〔被告人〕田所輝明・市川正一・浦田武雄・渡辺満三・杉浦啓一・上田茂樹・高瀬清・橋浦時雄・仲宗根源和・野坂参三・西雅雄・小岩井浄・荒井邦之介・田代常二・渡辺政之輔・徳田球一・川内唯彦・市川義雄・高野武二・山川均

〔証人〕渋谷幸次郎・渋谷幸太郎・坂口鶴治・渋谷ハナ・大沢豊造・小島忠蔵・梅川フク・後藤さん・大谷ツル・斉藤とら・黒沢ユキ・上村ハ

ナ・小倉いそ・竹内タマ・木村トメ・吉田一・小林武次郎
検事聴取書

渋谷幸次郎・渋谷幸太郎・坂口鶴治・竹内タマ・木村トメ・梅川フク・後藤さん・上村ハナ・黒沢ユキ・小倉いそ・大谷ツル・三崎良一
司法警察官聴取書

渋谷幸次郎・渋谷幸太郎・坂口鶴治・木村トメ・後藤さん・黒沢ユキ・梅川フク・上村ハナ・小倉いそ・小島忠蔵

被告人のうち近藤栄蔵・佐野学・高津正道・辻井民之助・山本懸蔵・荒畑寒村は、一斉検挙当時出国しており、このリストには含まれていない。しかし彼らも帰国後出頭し、服役しているから、その際少くとも聴取書はとられている筈であり、これらが資料となることは当然である。証人のうち、渋谷幸次郎・渋谷幸太郎・坂口鶴治・渋谷ハナ・大沢豊造は、佐野学が渋谷にあずけた重要書類関係の証人、吉田一は極東勤労者大会に参加したアナキスト、小林武次郎は徳田球一のパトロンの人物。のこりは一直園・豊島館関係者とみられる。

押収物件 これは「大正十二年押七七四号」と名称の下に通し番号が「七七四号の一」のごとくつけられている。その総数は不明だが知りうるかぎりの、もっとも多い数字は七六である。

物件番号 名称

1 「英国共産党暫定党規」

堺(9)^(a)・吉川(4)^(a)典拠

2	「党規改正ノ書類」	堺(9)、吉川(11)
3	「議事録」	堺(9)・吉川(14)
4	「渡辺満三ガ豊島館へ席ヲ借りニ行ツタ時ノ関係書面」	堺(9)・吉川(14)・猪俣(6)
5	右同	右同
7	「高尾平兵衛ノ脱退届」	右同
8	「水谷健一(徳田球一)名義吉原太郎宛ノ書面」	堺(9)・吉川(14)
22	「『ヴァーリン』の『プログラム』草案」	堺(2)
30	「労働ロシヤを訪ねて」 ^(b)	太田彰筆迹鑑定書
31の2	堺真柄の高瀬清宛手紙	堺真柄調査書
32	豊島園の女中に見せた顔写真	堺(9)・猪俣(6)・吉川(14)
45	32に同じ	
46	「二月四日市川一直園ニ於ケル一七人分ノ伝票」	堺(9)・猪俣(6)
47	32に同じ	
48	猪俣宅「ヨリ押収シテ来タモノ」	猪俣(6)
50	「渋谷全次郎方ノ米櫃ノ蓋ト底」	堺(9)・猪俣(6)・吉川(14)
54	48に同じ	
62	「松瀬教五郎宅ヨリ押収シタルモノ」	猪俣(6)
63	右同	
67	猪俣の中学校同級生の写真	猪俣(2)
73の2	「徳田ヨリ山崎宛書面」 ^(d)	堺(1)
74	「仲宗根源和名義ノ書類」	太田彰筆迹鑑定書
75	「高津正道名義ノ宗教家からト題スル書類」	右同

76 62に同じ

(a) 『堺利彦予審訊問調書』第九回の略。

(b) これは高瀬清が獄中で石神井会議議事録の筆迹鑑定のため書かれたもの(高瀬本、一三七頁)。

(c) 猪俣津南雄の知人で佐渡で歯科医をしていた。猪俣に頼まれて海外との連絡の中継所となっていた(『予審終結意見書』)。

(d) 徳田球一より山崎一雄宛の書翰であろう。

(4) 三文書は佐野学が保管しており、五月の「早大軍研事件」の際、学内捜査をおそれた佐野が渋谷全次郎方にあずけたところを警察に押さえられた。このいきさつについては野坂本、二四二―二四五、二六五―二六七頁にくわしい。ただし野坂が佐野を責めるのは酷ではなからうか。渋谷は坂口義治の兄嫁の父である。坂口は佐野が顧問をしている全日本鉱夫総連合会の専従理事であり(河上丈太郎編『麻生久伝』一九五八年、二五六頁)、一九二二年のプロフィンテルン大会に日本代表として出席している。この坂口を信用せずして誰を信用できようか。なお戦後刊行された『塩野季彦回顧録』(同刊行会編、一九五八年、二二五―二二六頁)はこの事件について興味深い事実を物語っている。これまで研究者に知られていないので、左に紹介しておく。

大正十二年四月東京地方裁判所検事に任ぜられて次席検事となる。時の検事正は南谷知悌氏である。五月末頃余は腰部に痛みを感じ直立困難となつたので、二三日自宅で休養してゐたところ、警視庁官房主事正力松太郎氏が来訪し、共産主義者の秘蔵せし書類を手に入れたが、起訴出来るかどうか判断して貰ひたいと言つて、英国共産党暫定規約と題するもの、及び議事録と題するもの二通を提出した。此書類は早稲田大学教授室の某教授の机の抽出に蔵つてあつたもの、最近学生間に右翼と左翼との大衝突があつて、傷害事件も起つたので警視庁で手入れた。左翼の教授連が心配して此書類を早稲田鶴巻町の某労働者の宅に移し、米櫃の中に秘蔵したことを某労働者から密告があつた。同人をして自宅に数

名の労働者を集めて酒宴を開き、労働歌を高唱せしめたのを合図に、同家に踏込んで米櫃中から此書類を抜き取り、其代りに同様の新聞包を入れて来たとの話であつた。

余は此書類を預つて終日精読したところ、英国共産党暫定規約なるものは、実は日本共産党のことであつて、故さらに英国共産党と題して誤麻化してゐるものと推測された。議事録^(a)には発表者の氏名の代りに、麴町とか品川とか記して、同人の居住する地名を以て氏名の代用としてゐる。麴町は堺枯川で、品川^(b)は山川均であることは疑ひなかつた。いづれも共産主義者の主要な人物の集会であつたことが知られる。然し議事録には単に三月十五日と記され、何年の三月なりや判然せぬ。未だ治安維持法が制定されない以前で、治安警察法や行政執行法等で取締つてゐた時であるから、起訴時効は一年である。三月十五日が昨年なら起訴は出来な^(c)いし、本年なら起訴が出来ると云ふわけで、更になほ精読すると、議事録の終りの部分に、露国に派遣する人の変更があり、其理由として前に決めてあつた市川正一^(d)は控訴公判中で、欠席すると怪まれるからと云ふやうなことが書いてあつた。それで考へて見たら、先年檢舉された暁民共産党事件が、昨年に至り控訴審に移つたことを思出した。書いてあるのはこの控訴事件に相違あるまい。然らば議事録は本年三月のことであるのはこの控訴出来ると断じ得た。早速正力官房主事へ電話で、見込ありとで当然起訴出来ると断じ得た。早速正力官房主事へ電話で、見込ありと通知したので、正力主事は車を飛ばし余丁町の私宅に來た。余は起訴可^(e)罪であり、当然起訴すべきものだ^(f)と説明したので正力主事は大喜びで、

直ちに警保局長の官舎へ行つて説明して貰ひたいと言ふ。病中ゆゑ背負はれて家を出で一緒に自動車で局長官舎にゆき、これを報告した。局長は早速起訴の手續をして呉れと言ふので、それから検事局へ出て南谷検事に報告、直ちに起訴すべき旨を進言した。検事正はこの重大なのに聊か面喰つた様子だつたが、先づ思想係数名の検事を検事正室に呼んで精査せしめた。一同も余の意見の通りである。その結果翌朝六時を期し、家宅搜索と同時に被告を引致する手配を命じ、且つ絶対秘密を厳命して置いたのに拘らず、翌早晩新聞号外が出たのは意外だつた。被告の中には寢床でこの号外を見た者もあつたらう。逃亡した幹部もあつた。

(a) 「議事録」ではなく「党規ノ改正」である。

(b) 品川でなく大森。

(c) 「三月十五日」ではなく、単に「十五日」である。

(d) 最初の部分である。

(e) 近藤栄蔵のあやまり。

(f) 何人かの幹部が国外に脱出したのは、新聞のためではない。浦田武雄は渋谷方が捜査を受けたあと開かれた緊急執行委員会の決定だという(前掲『近藤栄蔵自伝』四八四頁)。なお高津正道は性字の大家羽太鋭治が警視庁の高官から聞いた檢舉近しの報を羽太から入手したという(高津「旗を守りて」(i)『月刊社会党』一九六二年八月号)。

第一章 共産党部内通達

1 細胞宛通達

1 赤、色、Z会席上にて火中、

一、プロヒンタンは「労働組合前衛同盟」⁽²⁾として成立した。性質は半公然中央委員は、殆んど全部分より成る。⁽³⁾近日実際の活動を開始する。

5 一、従来の産業部及び京浜部を廃し、新たに組合部を設けた。組合部は「前衛同盟」をコントロールする。

10 一、「労働新聞を廃刊した。そして新たに「労働組合を出す」⁽⁴⁾「労働組合」は實際上「前衛同盟の機関紙で組合部が経営する。但し表面上は組合運動者有志の経営とする。多分六月一日から発行する。

一、ユースは「青年共産同盟として独立した。但し当

分〔E〕⁽⁵⁾だけて構成する。日下外廓の組織を究中

一、組合部の方針として労働総同盟及び機械聯合に属せ
ざる中間諸組合の聯合を計るためであつたが、それは

失敗に帰したので今度は中間諸組合を一つづつ総

同盟に加入させる方針を立てた。元劳工技会⁽⁶⁾は既

に加入を決議した。南葛も加入する見込。時計工

も其の見込みがある。関東機械も其の方針で進んで

ゐる。機械聯合の方は余り樂觀が出来ない。彼

等はかなり反対の活動をして居るから其の対応

策を講じて居る。新雑誌「労働組合」が出来「前

衛同盟の活動が始まれば大いに形勢を変化させ

得ると思ふ

25 一、婦人部は従来やや不活動の状态にあつたが

今後は組織立つた活動をやる筈だ。

一、農民部は日本農民組合との内面的関係が一層近接
した

30 一、九洲に新しい活動を開始しかけて居る⁽⁷⁾。これに
ついては猶追て通知する。

一、名古屋にも活動の中心が出来た。⁽⁸⁾

一、教育部の教材は十分注意して研究ありたし今後は場合により教育係を集めて講究の合^レ会を開く。

35 一、メーデーには各Zの外廓を総動員して出来

得るだけ盛に参加すること。組合に関係のないZでは諸組合に紛れこんで組合員を装ふことも一方法だと考へる。⁽⁹⁾

40 一、水曜会のパンフレット「メーデー」⁽¹⁰⁾は成るべく多く利用する方法を講せられたし。

一、インタナショナル社から別にリーフレットが出る。

これは出来次第各Zに配付する。

一、ML会からメーデーのポスター⁽¹¹⁾が出る それも出来次第配布するから利用して貰ひたひ。

火中のこと

火中のこと

(1) 「赤、色」は不明だが、「赤色労働組合の件」とも解される。「Z会」とは細胞会議。

(2) 「プロヒンタン」は「プロフィンテルン」(赤色労働組合インタナショナル)のこと。一九二二年一月の第二回大会(モスクワ)には山本懸

蔵（総同盟）と坂口義治（全日本鉱夫総連合会）が出席、二三年一月に帰国し、日本における加盟組織結成をめざした。

(3) はほとんど全員が共産党員ということか。

(4) 『労働新聞』の最終号は一九二三年三月二五日付。『労働組合』の創刊号は同年六月一日付。

(5) 執行委員の略称であろう。

(6) 労工技会とは労技会のことか。

(7) 浅原健三・光吉悦心らに対する働きかけ（光吉悦心『火の鎖』河出書房

新社、一九七一年、九三頁）。

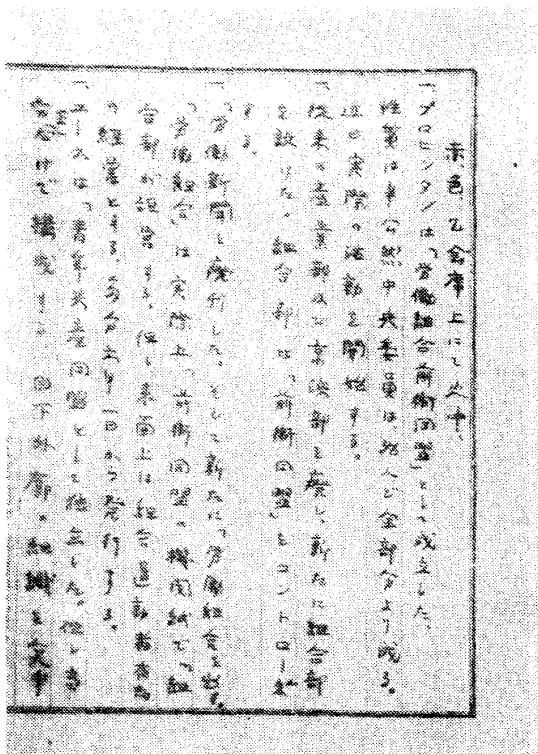
(8) 葉山嘉樹・寄田春夫らを中心とする、いわゆる名古屋共産党事件のメンバー（斎藤勇『名古屋地方労働運動史』（風媒社、一九六九年、五五〇頁以下）。

(9) この指令に忠実にしたがった一人は山川均であった（野坂参三『風雪のあゆみ』四、二一五頁以下）。

(10) 筆者は山川菊栄である。

(11) 実物は向坂逸郎氏の文庫に現存する。

本文書（第1図）は党執行部から各細胞に配付された通達の写し（用紙は東京地方裁判所検事局の用箋。次文書も同様）である。傍線は削除、「」は挿入を示す。火中のことと指示してあるにもかかわらず、官憲に押収されたものとみられ、ほかに同種の通達が幾つか発せられたと推測されるにもかかわらず、次項に紹介する文書とともに、現在内容を知りうるただ二つの部内通達となったのである。それだけに、この文書はすこぶる興味深い新事実をつたえてくれる。作成された時期



第 1 図

は『労働新聞』最終号たる第八号の発行された一九二三年三月二五日、あるいは「青年共産同盟」の成立したとみられる四月上旬以降（以降）以前、すなわち一九二三年四月中・下旬とみられる。第一に注目されるのは労働組合運動関係の記述である。

(1) 従来「レフト」の名称しか知られなかった組織の正式名称が「労働組合前衛同盟」であることがはじめて確認された。しかも第二行目の文章からして、この組織がプロフィンテルン加盟組織、あえていえばプロフィンテルン日本支部として成立した可能性が

すこぶる強い。これまでプロフインテルンとレフトとの関係は確定されず、近くは野坂参三『風雪のあゆみ』(四)もレフトが「プロフインテルン(国際赤色労働組合)と連繋をとる日本の中核ともなった」(一九七頁)とあいまいな表現をしているが、むしろわれわれは「鍋山調書」の「名称ヲ単ニ『レフト』ト云ツタカ『前衛同盟』ト云ツタカ今明白ニ覚エテ居リマセヌ。多分後者ノ方ダト思ヒマス」(六八頁)、『『前衛同盟』ナルモノハ我国ニ於テ初メテ『プロフインテルン』加盟団体トシテ組織サレタノデアリマス」(六九頁)の供述を想起すべきであろう。レフト創立の時期について野坂は「二月の下旬か三月の月上旬か」に「創立協議会」が開かれたというが(野坂本一九七頁)、本文書の書きぶりでは、「青年共産同盟」成立とほぼ同時期、三月下旬から四月上旬にかけてのことと推測される。

(2) レフトと共産党との関係が一段と明確となった。組合部がレフトの中核となってこれをコントロールしていることはこれまでから知られていたが、この組合部は二月四日の市川大会の直後に設置されたといわれてきた(たとえば、野坂本一九六頁)。しかし本文書によって、レフト創立にともない、従来の産業・京浜の二部を再構成して組合部が新設されたことがわかる。さらに『労働組合』は近年レフトの機関誌とみなされ、『日本共産党の五十年』(増補版)も、これを党の機関誌の中に教えていないが、実はこれが『労働新聞』の後継誌で歴然たる党の機関誌でもあることが判明する。市川正一の代表陳述(みすず書房『現代史資料』(四)、二九四頁)はこの点正確であった。その上、この雑誌は表面上「組合運動有志」の経営とすることになっていたところからみれば、『労働組合』誌上に同人として名をつらねている個人や組合が、すべてが「半公然」組織たるレフトのメンバーであるとはいえぬことも明らかである。レフトのメンバーは意外に少数であったかも知れない。

(3) 組合部の東京地方の対労働組合政策が示されていることも注目される。すなわち総同盟とこれに対立する機械連合のいずれにも加盟していない中間組合を一つにまとめようとの計画が存在していたこと、および、これが失敗したため、各中間

組合を個別に総同盟に加盟させるべくつとめることとなったという事実、これまで知られていない。この方針が実現するのは、震災後、一九二四年二、三月のことである（総同盟五十年史刊行会『総同盟五十年史』第一巻、六九八頁）。

第二に指摘すべきは共産党の組織構成の一端が示されていることである。規約第十五条（後出）によれば「執行委員会は、必要に応じ、各種の専任委員を選任する」ことになっており、「予審終結決定意見書」によれば、政治（専任委員高津正道）、農民（浦田武雄）、雑誌（上田茂樹）、教育（佐野学）、救済、婦人の「部門」がおかれたとされている。本文書により、この「部門」は「部」と呼称されたことが明らかとなった。すでに「杉浦調書」は「組合部」が党創立の時点より存在したと述べている。おそらく組合対策のために何らかの専門部がおかれたことは事実とみられるが、「組合部」という呼称であったか疑わしい。本文書の示すところは、産業部・京浜部の二部門が少くとも石神井大会の直後まで存在し、これが新設の「組合部」に統合されたという事実である。京浜部の呼称からして、あるいは、地方部とか、京阪神部ないしは関西部という部門も設けられていた可能性もある。農民部が日農に喰いこんでいたこと、婦人部の活動のおくれていたこともこの文書により示される。救済部については言及がないが、四月二〇日に結成されたといわれる（高橋彦博『日本の社会民主主義政党』法政大学出版局、一九七七年、七九頁。なお『建設者』第二巻第四号、一九二三年七月、三三頁の記事では五月一日）防援会と不可分の関係にあることが推測される。なお三三行目の教育係云々は各細胞に教育係がおかれていることおよびこれを教育部が統轄していたことを示すものであろう。

（1）『日本共産党の五十年』（増補版）は四月五日としている。これは高瀬清の回想を唯一の根拠とする（高瀬清『日本共産党創立史話』に付した犬丸義一の解題、二二三頁）。しかし、一般的に五十年も前の日付を一個

人の記憶力のみに依存することは極度に危険であり、とくに高瀬の場合には後述のごとくすこぶる信憑性に問題があるので、私はこれをとらない。

細胞 黨員 候補者 最高機関

— — —

Oは各GのDを作りBBにその姓名を報告しその養成につとむべし

。労働組合より独立した青年労働組合等の如きものを組織すべからず

。革命的労働組合の内部に青年部を造るべからず

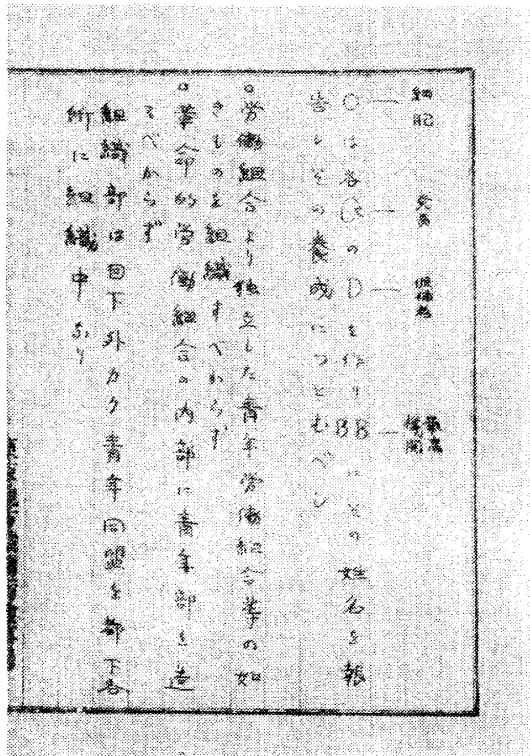
組織部は目下外カク青年同盟を都下各所に組織中なり

HOハ毎週（火）には赤旗社に水島君（書記）出張し居ればそこへ報告するも便なり（午後六時より十時）

毎週（木）にはBBは南葛労働労働会本部に居る故これに報告をなすべし

外カク教科書用資本主義のからくり必要ならば申出よ 割引にて売る

この無題の文書(第2図)の性質については二様の説明が可能である。第一は、日本共産青年同盟執行部から、同盟員に配付した通達という解釈である。(1)内容が青年同盟に関するものであること。(2)水島君(書記)とあるのは、水島潤三のペンネームで「青年団員に檄す」(『前衛』第二巻第四号、一九二二年十一月)、「青年連盟と共産党」(同上、第三巻第一号、一九二三年一月)、「国際無産青年運動の歴史(一)」(『階級戦』第四巻第二号、一九二三年八月)と、共産党機関誌につねに青年同盟関係の文章を発表してきた磯田薫一¹⁾と同一人物とみられること(磯田は『建設者』第二巻第五号、一九二三年八月にも「国際青年デーの意義」を寄せている)。(3)最高幹部たる同盟委員長川合義虎は同盟の重要拠点南葛労働会の活動家であること。以上三点がその論拠である。この説にしたがえば文書作成の時点は、四月上旬といわれる青年同盟の創立以後、六月の検挙事件前とみられる。赤旗社の創立が一九二三年三月以前にさかのぼりえないこともこれを裏付ける。(『赤旗』創刊事情については大原社会問題研究所編の『赤旗・階級戦』に付せられた犬丸氏の解題をみられたい)。



第2図

第二の説明は、共産党執行部から各細胞あてに発せられた通達ということである。冒頭に細胞・党員の文字がみられること、「外カク青年同盟」とは共産青年同盟と解しうるものがその論拠である。この説にしたがえば、この文書は同盟創立直前となる。しかし、青年同盟は当時非公然組織であり、前記第一文書に示されているように党中央はそのための「外廓の組織」を検討中であつたから、「外カク青年同盟」は共産青年同盟それ自体を示すとは解しがたい。また細胞・党員などの字句は、本来の文書にはない、官憲側の挿入であることを考慮しなければならぬ。さらにいえば、のちのユース指導下の全日本無産青年同盟も班細胞

組織を採用していたから、共産青年同盟が細胞をもっていたとしても不思議ではないし、また、同盟の目的は「無産青年を党の予備軍として教育することにあつた」(斉藤勇「青年運動と共産主義運動」、渡部徹・飛鳥井雅道編『日本社会主義運動史論』三一書房、一九七三年、二一四頁)から、同盟の中央が党員候補者の獲得を指令したとしても不思議ではない。よつてこの文書は、第一の解釈、すなわち日本共産青年同盟の東京地方の細胞に対する通達という可能性が濃い。ただし、党と同盟とは表裏一体であつたと解されるから、文書の配付先きは、同盟の細胞だけではなく、党の細胞の可能性もあることを指摘しておきたい。

以上の考察が承認されるならば、本文書は、日本共産青年同盟の唯一の現存部内資料としての価値は大きい。従来は「徳田調書」により、役員や活動の一端が判明する程度であつたが、本文書によってはじめて組織方針が一部にせよ明らかとなつた。それは組合に青年部を組織し、その連合をはかるといった、のちのユースの方針とはちがい(斉藤、前掲稿、二二四頁)、地域的な無産青年同盟をつくつてその連合をはかるといふものである。また、役員として、書記の職名をもつた磯田薫一の名前が、はじめて浮び出ることとなつた。前年発行された山川均『資本主義のからくり』が外廓的青年団体用の指定テキストとして扱われていることも、この文書によって判明することの一つである。なおHOとはおそらく細胞の代表者のことであらう。

(1) 磯田は岡山県人で山川均を中心とする水曜会の一員であつた。第一次共産党検挙事件のとき、党執行部の意を受けて、倉敷に滞在中の山川を訪ね、海外亡命をすすめたのは彼である(山川菊栄『女二代の記』平凡社

東洋文庫、一九七二年、二五四頁、および『山川均全集』(5)の解説、山川振作執筆、四六六頁をみよ)。

第二章 規約関係文書

1 創立時の党規約

1 英国共産党暫定党規

第一 名称 目的

一、本党を共産党インタナショナル支部、英国共産党と名づける。

5 二、英国共産党は無産階級の独裁によつて資本主義を撤廃し、社会主義を実現することを目的とする。

第二 党員

10 三、共産党インタナショナルの主義及び政策を承認して、党の綱領及び規律を尊奉し、実際に党の活動に参与する者は党員となることが出来る。

四、党員二名以上の推薦ある者は、六ヶ月間そ

15

の中心に於て党员候補者とし、候補期間が終つた後、中心の全員の同意を得た場合は、総務幹事長の承認を経て党员となる事が出来る。

五、党员は必要により、或る中心より他の中心に

所属を変更することが出来る。

20

此の場合には、双方の中心の承認と総務幹事長の承認が要る。

六、党员は毎月五十片¹以上の党費を負担する。

第三 組織

25

七、同一地方、同一職業、同一産業、又は同一団体内に三名以上の党员のある場合には、独立の一中心を組織する。

八、一中心は十名を以て標準とし、十名以上に達した場合は、独立の一中心を組織する。

30

九、中心は一名の代表委員を選挙して他の中心並びに上級組織との聯絡に当らしめる。
選任した代表委員は執行委員会の承認を求

めること。代表委員の任期は六ヶ月とし、何時でも解任することができる。

35 二〇、同一地方、同一職業、同一産業、又は同一団体内に三個以上の中心がある場合には中心代表委員によつて支部を組織する。

三個以上の支部代表者によつて、地方支部を組織する。

第四 機関

40 二、支部、地方支部、大会の組織を見るまでは中心代表委員の総会を以つて、大会に代るべき党の最高決定機関とする。

三、中心代表委員会は、六ヶ月毎に定期に召集する。執行委員会が必要と認めた時は、臨時に召集する。中心代表委員の過半数の要求ある時は、臨時に代表委員会を開かねばならぬ。

45 三、中心代表委員会は、十名の執行委員を選任する。執行委員の任期は六ヶ月とし、中心

50 代表委員会是何時でも執行委員を解任する

ことが出来る。

一四、執行委員会は、互選により、総務幹事長一名、総務幹事二名、国際幹事一名、会計幹事二名を選定する。但し兼任を妨けず。

55 一五、執行委員会は必要に応じ、各種の専任委員を選任する。

専任委員は党員中より幹事長之を選任し、執行委員会の承認を経る。

専任委員は、委員長を互選する。

60 一六、専任委員会は各々其部門に属する宣伝、教育組織の計画及び実行に任ずる。専任委員会の計画は幹事長の承認を経なければならぬ。

一七、専任委員の任期は六ヶ月とし、執行委員会

65 一八、共産党インタナショナルに対する党の代表者は、中心代表委員又は執行委員会之れを

選任する。

第五 規律

70 一九、黨員は党の存在、及び行動、黨員及び委員の氏名に就き如何なる場合と雖も絶対の秘密を厳守しなければならぬ。

二〇、黨員又は中心の行動に就ては各黨員又は各中心は其の危険の全責任を負ひ、如何なる場合と雖も党の他の部分に危険を及ぼしてはならぬ。

75 二一、黨員及び党の機関は、中心代表委員會の決定並びに此の決定に基く執行委員會及び上級機関の決定に対しては絶対に服従しなければならぬ。

80 二二、中心支部、地方支部は、執行委員會の承認なくしては機関紙を発行することは出来ぬ。

85 二三、党の規律に反したるものは、規律委員會の決定によって処分する。除名及び除名以上の処分に就ては、執行委員會（五分の四）

の承認を必要とする。規律委員会の決定に対しては、執行委員会に控訴することが出来る。執行委員会の決定に対しては、中心代表委員会に控訴することが出来る。

90 第六 票決方法

二四、党の一切の機関に於ける票決は、特に定め
た場合の外は多数決による。

95 党規の改正は、大会の成立を見るまでは中
心代表委員会に於ける全員の三分の二以上
の同意によつて行ふ。

「英国共産党暫定党規」とは何か。「徳田調書」(七四頁)には、「創立大会ハ一九二三年七月ニ行ハレマシタ。此大会ニ於テ決議サレタル規約ハ、既ニ一九二三年(大正一二年)ノ第一次共産党事件ニ於テ押収サレタ事ガアリマス」との記載があるが本文書こそまさしく徳田のいう「規約」(おそらく正確には「日本共産党暫定党規」の写しに相違ない。起草者は山川均であったと推定される。共産党幹部の一人であった橋浦時雄は森長英三郎への手紙で「英国共産党暫定規約という日本共産党規約草案も山川氏の手でつくられ、大正一一年初夏、幹部会でそれを検討しました」と記し(森長『史談裁判』日本評論社、一九六六年、一四五頁)、高瀬清も、第一次共産党関係の「どんな文書でも山川さんが書いたんですよ」と語っている(「座談会」四七七頁)。

本文書の字句については説明を要しまい。ただ一つ注意を喚起したいのは、第七条以下しばしば使用されている「中心」とは、細胞を意味することである。これは文脈からいっても、また次に紹介する文書と照合しても明らかな事実である。したがって第一条以下の「中心代表委員会」とは細胞代表委員会のことに他ならない。ところが犬丸義一「日本共産党の成立をめぐる」(一七四頁)は「中心代表委員会」というのは Central Committee の訳であろうから、今日流に訳せば「中央委員会」と記している。同論文の一九五頁では「中心代表委員」細胞代表委員」と正しく理解しているのだから「中央委員会」説は取消されるべきであろう。

従来この規約の位置づけについて誤った見解のあることも批判しておきたい。立山本(一〇八頁)は「前掲の『英国共産党暫定党規』は、此の大会(市川大会―松尾注)で幹部案を基礎として討論を経て、修正されたものである」と記し、以後研究者の中にもこれにならって、あたかも市川大会で修正決定されたあとの党規が本文書『英国共産党暫定党規』であるかのような表現をとっているものがあるのは、不正確のそしりをまぬがれがたい。次項で紹介する文書と照合すれば、本文書が、市川大会で修正を受ける以前の規約であることに疑いはない。

ここで言及しておかねばならぬのは、一九二二年四月末、日本共産党準備委員会によって作成された規約との関係である。近年、この規約がコミンテルン極東書記局の機関誌『極東諸民族』第五号(英・露版)に掲載されていることが発見され、村田陽一の手によって、この「日本共産党規約」がはじめて邦訳・紹介された(村田「日本共産党準備委員会の宣言・規約(一九二二年四月)労働運動史研究会編『日本の統一戦線運動』―『労働運動史研究』59、労働旬報社、一九七六年)。この「まえがき」において村田はつぎのように説明を加える(二四二頁)。

警察資料にもとづいて書かれた『日本共産党検挙秘史』(武俠社、一九二九年)に、(党の正式創立後の)一九二二年八月末に作成され、高瀬清が九月に入ッしたさい携行したとされる共産党党規草案の概要が紹介されているが、準備委員会

の規約と比較すると、条文の数、用語（たとえば「分団」）、内容が一致し、同一文書と認定されうる。（中略）高瀬が携行したテキストという点に誤りがなければ、このことは、正式創立後の日本共産党が準備委員会の文書を追認したことを意味するものであって、準備委員会の位置づけのうえで重要である。

村田の援用する立山本はたしかに警察資料によって書かれたものに相違はない。しかしこの本の発行は一九二九年一月一三日付であり、当時、官憲の入手しえた第一次共産党関係の資料は限定されていた。徳田球一たち三・一五、四・一六事件関係被告が、第一次共産党について本格的陳述をはじめるのは翌一九三〇年一月のことである。これにより、はじめて党準備委員会の存在や、党が一九二二年七月に創立されたことが官憲に知られたのである。したがって立山はこれらの重要事実にはまったく言及していない。資料不足のためでもあるろうが、立山は規約問題について四重のあやまった記述をしている。（1）準備委員会作成の規約（以下「第一規約」と記す）を、党創立に際しての規約（以下「第二規約」と記す）と思いがえた。（2）第二規約たる「英国共産党暫定党規」を市川大会の所産とした（一〇八頁、なお「幹部案」は「大正十一年末」に作られたと一〇〇頁にある）。（3）第一規約は四八条、第二規約は二四条と、量的にいつても大差のあることがすぐわかるにもかかわらず、この両者を「大差ない」と軽率に認定していること（九三頁）。（4）高瀬が党創立後、コミンテルン第四回大会（一九三二年一月）に向けて出発したとき帯同した規約は第二規約であるにもかかわらず、これを第一規約とあやまったこと（立山が九月としている高瀬の出発の時点については、高瀬本は何も語らず、またそのモスコワまでの旅行の経過についてもまったく記されていない）。

以上の指摘、とくに第四点からして、村田の立論の前提は否定されるから、したがって「正式創立後の日本共産党が準備委員会の文書を追認したことを意味する」という推論は成立しないことになる。

本文書と表題、内容ともほとんど同一のものがすでに立山本一〇〇—一〇五頁、および片岡本四四—四七頁におさめられている。前者の原本はとくに記載なく、後者は「当時警視庁特高課が押収した現物から謄写したもの」によると明記している。この三者のうちもっとも押収物件たる原本に近いのはどれか、検討してみよう。まず本文書との字句の相違点を各行ごとに指摘する（数字は行数を示す）。但し句読点の相異は重要なもの以外は略す。

3 共産党インターナショナル→共産党インターナショナル（立山）、↓共産インターナショナル（9、71も同様、片岡）
4 名づける↓名付ける（片岡）。

5 独裁↓××（立山）。

6 撤廃↓××（立山）。 実現↓××（立山）。

10 尊奉し↓遵奉し（両者とも）。

13 六ヶ月↓六カ月（32、43、49、64も同様、片岡）

14 於て↓於いて（片岡）。

20 此の↓この（片岡）。 「此の場合……要る」の全文が脱落（立山）。

22 五十片¹⁷↓五十ペニ（立山）、↓五十片（片岡）。

24 「同一産業」が脱落（片岡）。

27 一中心は十名を以て標準とし↓中心は十名以上を以て標準とし（片岡）。 以て↓以つて（立山）。

28 「場合は」のうしろに「更に」が入る（立山）。

30 竝ひに↓並に（立山）、↓並びに（片岡）。

32 求めること↓求める事（立山）。 何時でも↓いつでも（50、65も同様、片岡）

- 37 「三個……組織する」が全文脱落（片岡）。
 40 「地方支部」が脱落（立山）。
 41 以つて↓もつて（片岡）、↓以て（立山）。
 44 時↓とき（片岡）。46も同様。
 54 選定↓選任（片岡）。妨げず↓妨げぬ（両者とも）。
 56 選任する↓選任す（立山）。
 58 執行委員会↓執行委員（片岡）。
 59 「専任委員は」のうしろに「更に」が入る（立山）。59行全文脱落（片岡）。
 61 教育組織↓教育、組織（両者とも）。
 62 ならぬ↓ならない（片岡）。
 67 中心代表委員↓中心代表委員会（片岡）。又は↓または（73も同様、片岡）。執行委員会↓執行委員（両者とも）。之れを↓之を（両者とも）。
 71 就き↓つき、如何なる↓いかなる、雖も↓いえども（75も同様）、絶対の秘密↓絶対秘密（片岡）。
 73 就ては↓ついては（85も同様、片岡）。
 74 其の↓その（片岡）。負ひ↓負ふ（立山）、↓負い（片岡）。
 75 及ぼし↓およぼし（片岡）。
 78 執行委員会↓執行委員（立山）。
 81 中心支部↓中心、支部（立山）。

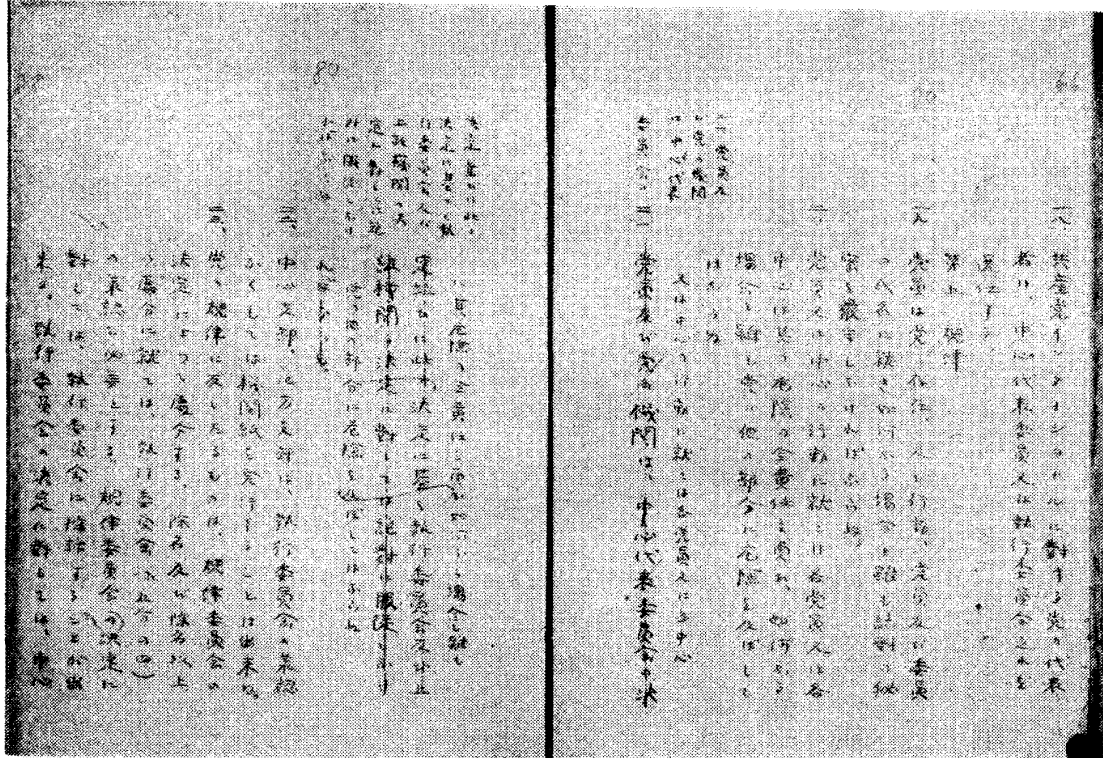
- 83 反したるもの↓反した者（立山）。
 85 （五分の四）↓五分の四以上（立山）。
 87 こと↓事（89も同様、立山）。
 91 於ける↓おける（片岡）。
 93 見るまでは↓見るまで（立山）。
 95 行ふ↓行う（片岡）。

以上検討の結果、本文書がもつとも原文に近いと推定しうる。片岡本は新かなづかいを使用し、また漢字をしばしば仮名に改めている。第一〇条（37行目）、第一五条（59）に重大な脱落を有する。この部分は立山本には存在しており、原文には存在していたと推定しうる。一方立山本も、第五条（20）、および第七条（24）、第一条（40）に重要な脱落がある。この部分は片岡本には存在しており、同様に原文には存在していたものと考えられる。

ただし本文書にも若干の誤記のあることを指摘せねばならない。第三条（10）の尊奉は遵奉の誤記である（次文書第七項をみよ）。第六条（22）五十片の片を消し、その横に？を付しているのは、おそらく謄写した人物のしわざであろう、原文は片と記されていた（次文書第九項をみよ）。第一六条（61）「教育組織」は「教育、組織」第二二条（81）の「中心支部」は「中心、支部」と、きりはなすべきであろう。第一八条（67）中心代表委員は中心代表委員会の誤記とみられる。また、第一条の「共産党インタナショナル」は、次文書の末尾の項に照らして、「共産インターナショナル」の可能性が濃い。

ここで指摘せねばならぬのは、片岡本の依拠した警視庁特高課謄写本と本文書とは別物とみられることである。片岡本で第一条・第三条・第一八条の三カ所にわたり「共産インターナショナル」という表記が使用されていることは、単なる誤記

といえぬものがある。また片岡本では第一三条に「中心代表委員会は、十名（五名とあったのを消して訂正してある）の執行委員を選任する」と（ ）に注記してあるが、本文書では何の



第 3 図

訂正や注記もみられない。さらに重要なのは第二一条である。片岡本ではその末尾に「『黨員は、党の綱領及び決定に従い、行動の統一を期しなければならぬ』の字句が消されている」の注記が存在する。さきの第一三条の注記といい、この注記といい、この抹消部分は警視庁が謄写する過程に生じた誤記を訂正したものではなくて、原本そのものに存在した抹消部分と考えられる。これに対して本文書では、第二一条全部が一旦抹消され、そのあとに第二〇条の第一行目「又は」以降末尾までがそっくり重複して傍記してあり、さらにその上の空白欄に、もう一度、第二一条が全文記されている（第3図）。つまり付加した部分は完全に重複であり、抹消部分がまた復活しているのだから、この第二一条の修正部分はまったく意味をなさない。このような不体裁な修正が原本に存在したとは考えられず、ありうるのは本文書謄写に際して生じての誤記である。すなわち、本文書は警視庁謄写本とは別物の可能性が濃い。以上の考察より文書の系譜を图示すれば次の如くである。

原本
警視庁特高課謄写本——片岡本
本謄写本——立山本

2 規約改正案

党規ノ改正

一、ECノ組織

△(高田) 五名説、外ニ会計係ヲ置ク

総務幹事長 一名

総務幹事 三名

国際幹事 一名

(附) (イ) ECノ生活ノ保証

(ロ) 総務幹事ハ東京市内又ハ事務ノ進

行ニ妨ナキ所ニ住居スルコト

(ハ) GSニ書記ヲ附スルコト

(ニ) 会計係ハ生計ノ保証アル事ヲ要

ス

×(巢鴨) 七名説 ECヲ七名トス

×（麴町）七名説

(イ) 総務幹事長 一名

国際幹事 一名

会計幹事 一名

但シ互選スルコト、兼任ヲ許サス

(ロ) GSニハ秘書一名以上ヲ付ス

○（大森）十名説

(イ) GS一名

国際一名 互選ニシテ常任幹事トナル

会計一名

(ロ) 常任幹事ハEC会議ニ於テ表決権ナシ

(ハ) 常任幹事ハ連関シタル事務ノ外单独責

任タルコト

○（大阪）十名説

(イ) 常任幹事三名（互選）EC会議長ト共ニ常

任幹事会ヲ組織シ常務ヲ処理ス

(ロ) EC会議長ヲ一名互選スルコト

○（京都）十名説

(イ) G S 一名

採用 国際一名 互選ノコト

会計一名

二、E C ノ職能

(大阪、京都) (イ) 専任委員ヲ選任ス

採用 (ロ) G S ハ専任委員長ヲ任命ス

(大森) 専任委員長ハ委員ノ互選タルコト

三、黨員ノ資格

(高田) 「候補者ノ期間ヲ二ヶ月乃至六ヶ月

ニ改ムルコト

(麴町) (イ) 党四名以上ノ推薦ナルコト

採用 (ロ) 候補期間ヲ三ヶ月ト改ム

(大森) 特ニ幹事長ノ許可アリタル場合ハ

採用 専任部門ニ候補者ヲ置キ得ルコト

四、黨員ノ規律

(大森) (イ) 各黨員ハ告訴權ヲ有ス

採用 (ロ) 告訴ハ代表ヲ通シテ幹事長ニナス

(ハ) 幹事長ハ適當ト認メタル場合ハ E

Cニ移牒ス

(ニ) 幹事長ハ不適當ト認メタル場合ハ

却下ス 告訴権者ハ常任幹事会ニ再

抗スルコトカ出来ル

(ホ) ECハ告訴カ適當ト認ムル場合ハ

規律委員会ヲ選任シテ審議セシム

(ヘ) 規律委員会ノ決定ニ對シテハEC

加入(上告出来ル) ニ控訴スルコトカ出来ル

(大阪) 規律委員会ノ決定迄細胞ト告訴ヲ

採用 受タル者ニ對シテ臨機ノ処置ヲ採

ルコトヲ得

(高田) (イ) 規律委員三名ノ中一名ハECタル

コト

(ロ) 事件ノ必要ニ応シテ陪審委員ヲ付

スルコト

採用 (ハ) 規律委員会ニ監察権ヲ与フルコト

(京都) 控訴権ヲ原被両者ニ与フルコト

五、細胞ノ組織

(採用)

(高田) (イ)細胞ノ数八十名ヲ限度トスルコト

(ロ)細胞代表ハGSノ任命トスル事

(修)半ケ年未滿ノ細胞ニアリテハ

GSノ任命)

(大森) 細胞ノ数八十名内外ヲ標準トスル

コト(否)

(麴町) GSハ双方ノ細胞ノ承認ヲ得黨員

ノ所属細胞ヲ變更スル事ヲ得(採用)

(以下雜)六、支部長ハ其所属ノ代表ニヨリ互選ス(高田)(採用)

七、三条ノ「規律を遵奉シ」トアルヲ「規約を……」

ニ改ムル事(高田)(否)

八、四条ニ左ノ一項ヲ加フ

労働者ヲ搾取シテ生活スル者ハ黨員タルコトヲ得ス

(高田)(不必要)

九、六条ノ「毎月五十片以上」トアルヲ「以上」ヲ削ル

コト(高田)(大森)(採用)

二〇、二十一条ニ規約ヲ挿入スルコト(高田)▲黨員ノ服従

二、(イ)二十三条ノ「五分ノ四」ヲ削ル事(高田)▲除名ノ
決議

(ロ)二十三条ノ「五分ノ四」ヲ「五分ノ七」トスル事

(麴町)(撤回)

三、「予算以外……は出来ぬ」ト説明中ニアルヲ削ル

(高田)(説明廃棄)

三、黨員単独又ハ黨員外ノ者ト共ニ宣伝文書ヲ出版セントス

ル場合ハ所謂細胞ノ承認ヲ経ル事 但シ一定ノ機関紙

ヲ発行スル場合ハ別ニ教育専任委員長ノ許可承認ヲ経

ルコト(大阪)〔付記あり—松尾〕但シ所属細胞ノ

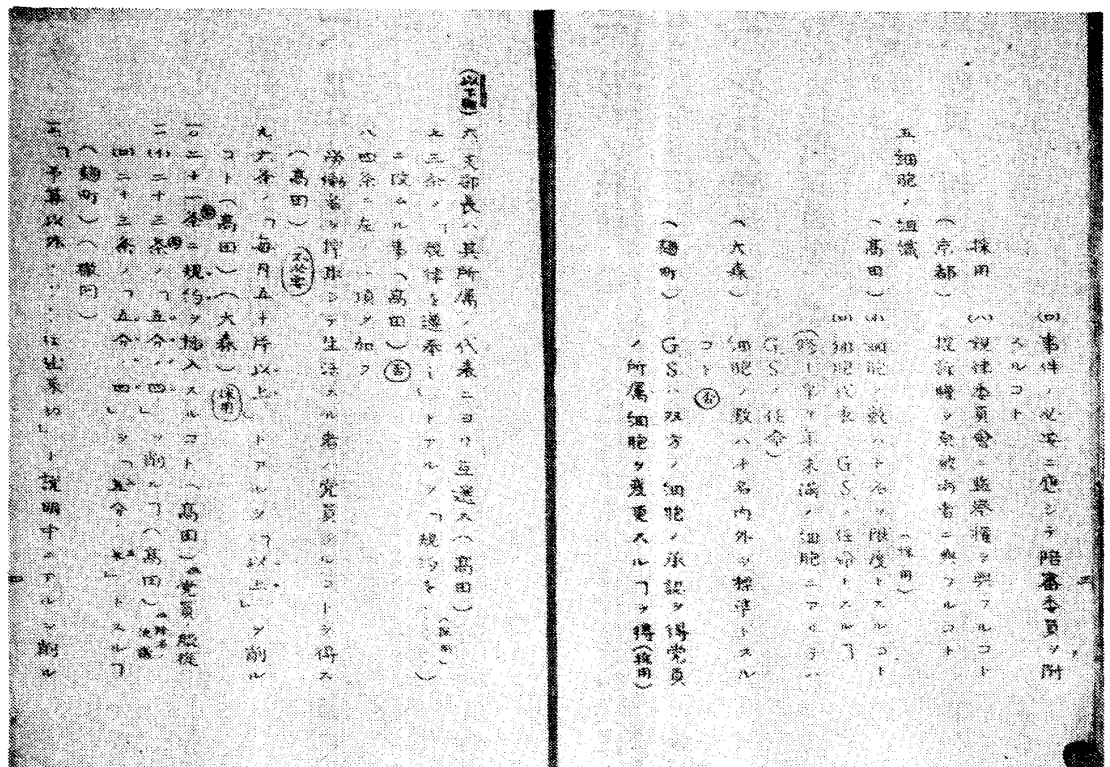
承諾ノミニテヨイガ専門委員ノ事後承認ヲ求メル

一四、「共産インターナショナル」ニ対スル代表ハE、C又

(可)ハ常任幹事之ヲ選任ス(大森) 以上

(傍線は抹消を意味する—松尾)

本文書(第4図)は市川大会の議題となつた党規約改正に関する各提案と、それに対する採否を記入したものである。従来、規約審議については、主要な論点のみ(しかも不正確に)つたえられてきたのであるが(たとえば立山本、一〇八頁)、本文書により、はじめてその全容が示されたのである。予審終結意見書によれば、「党規ニ対シ一部修正ノ必要ヲ認め大正十二年一月頃被告人山川均、堺利彦、橋浦時雄、高津正道、小岩井浄及辻井民之助ハ予メ夫々右改正事項ニ付テノ意見ヲ提出シ」二月四日市川大会において「右党規ノ改正ヲ議シ前記改正意見ニ対スル一同ノ賛否ヲ問ヒ」「党規ノ改正ヲ行ヒ」



第 4 図

とある。一月頃という時点はともかく、大会前においてあらかじめ改正案が幾つか提出され、執行部の方で、この文書のように整理し、出席者に配付して賛否を問うたものと推測される。吉川調書（第一二回、一九二三年一月二五日）では、「五名説十名説ト云フ様ニコウユウ説カアルカ例ヘハ五名説ニ賛成ノモノハ手ヲ挙ゲヨト云フ様ニシテ其手ノ数ニ依ツテ極メタ」とある。

本文書に付記された官憲作成の「註解」^①によれば、（高田）高津正道、（巢鴨）橋浦時雄、（麴町）堺利彦、（大森）山川均と比定されている。大阪とは小岩井浄、京都とは辻井民之助を示すことは前記「予審終結意見書」によって容易に判明する。問題は小岩井である。すでに犬丸論文が論証したように、小岩井は入獄中のため、市川大会には鍋山貞親が出席した。したがって小岩井を削除して鍋山を入れるべきだともいえるが、しかし、大阪の細胞を代表して意見を提出したのは小岩井であると考えられる。現に小岩井の藤田農場争議指導による入獄は市川大会の直前一月三日のことである（岩村登志夫『日本人民戦線史序説』校倉書房、一九七一年、六五頁）。

大阪と京都の細胞代表たる小岩井と辻井以外の、堺・山川・高津・橋浦はいかなる資格において改正案を提出したのか。

この四人に共通するところは、党創立時における執行委員であったことである。執行委員については、他に徳田球一・近藤栄蔵・吉川守圀・荒畑寒村の名が諸書にあがっており、いまだに確定しがたいが、前記四人が執行委員であったことは確実とみられる。党の母胎が幾つかの社会主義グループにあったこと、執行委員が各グループの代表的人物であったことは徳田調書によっても容易に知ることができるが、四人の改正意見は個人の意見にとどまらず、背後にあるグループ、すなわち堺—ML会、山川—水曜会、高津—曉民会、橋浦—時計工組合ほか労働組合内グループの意向が徴せられていると思われる。

項目別に簡単に問題点を指摘しておこう。

一、ECノ組織 第一三・一四条に関する。各案ともECすなわち執行委員会の機構を単純化することを意図している。

すなわち党員数が一〇〇名にもみたぬ状況からの当然の要請である。結局総務幹事長ほか五名の役員を三名に減ずる京都案が通過した。

二、ECノ職能 第一五条に関する。専任委員会にあった専任委員長の選任権を大阪・京都が総務幹事長（G・S）に与えることを主張し、これが採用された。

三、党員ノ資格 第四条に関する。これまで六カ月とされた党員候補期間の短縮が問題となり、これを三カ月に短縮するかわりに推薦党員を二名から四名に増加して身元保証の確実を期した堺の案が通った。候補を専任部門に配置しようとの山川の案は必要な人材を直ちに適所に配置するためのものである。

四、党員ノ規律 第二三条の規律違反者に対する処分規定に関する。手続をくわしく規定した山川案が採用された。これは直接的には高尾平兵衛の公金費消を疑われての脱党問題に基因する（松尾「忘れられた革命家高尾平兵衛」『思想』一九七二年七月号）。なお、（京都）の右に印された「採用」の字が、高津案にかかる可能性もあるが、おそらく京都案に付せられ

たものであろう。というのは、京都案の趣旨が、（大阪）の右に付加された「加入（上告出来ル）」に生かされているからである。また、もし高津案の「(イ)規律委員会ニ監察権ヲ与フルコト」が採用されたならば、規律委員会は常設となり、山川案の(ホ)と矛盾する。大阪案中「細胞ト」は「細胞ハ」の誤記であろう。

五、細胞ノ組織 第八・九・五条に関する。高津の案(イ)は改正前の第八条と趣旨においてかわらない。堺の提案（第五条）も同様にみえるが、第五条の場合は党員の意味による転属、堺の場合は執行部の意味による転属を意味する。

のこりは雑件であるが、不明の点が幾つかある。第一二項「予算以外……は出来ぬ」の句は規約中にみあたらず。「説明」「説明廃棄」の字句がみえる以上、規約に付された何らかの説明文があったのではないかと推測される。第一三項もまぎらわしい。機関紙発行の場合はすでに第二二条に規定されているからこの大阪案からは削除されたのであろう。ところが「黨員単独又ハ黨員外ノ者ト共ニ宣伝文書ヲ出版セントスル場合ハ教育専任委員長ノ許可ヲ経ルコト」の修正文と、「但シ所属細胞ノ承認ノミニテヨイガ専門委員ノ事後承諾ヲ求メル」との付加文との間には矛盾がある。おそらく付加文の趣旨が採用されたのではあるまいか。

以上の修正により書きかえられねばなくなった条文は二四条中半分の一二条にわたる。大改正といえよう。ところがこの修正を経て書き改められたはずの規約は警察の押収をうけていない。あるいは改正規約の正文はついに作成されなかったかも知れない。渋谷方で押収された文書の中に最重要書類のほすの改正規約が入っていないことはこの推測をうらづける。「堺調書」（第七回、一九二三年一月一九日）は「党規ノ改正ニ付テノコマカイ点ハ其ノ日ニ決定カ出来ナカツタノテス。ソシテコマカイ点ハ後ノ役員ニ委任シタノテス」と記している。おそらくこれは、市川大会の当日は文章の字句までは改正の趣旨に沿って修正する時間的余裕がなく、これは執行委員ないしは常任幹事に委任されたという意味であろう。そしてこの委任事項が遂行されなかったのではあるまいか。事務的なことがテキパキと処理されなかった（そのことは次の石

神井大会議事録がきわめて不完全なメモでおわったことが雄弁に物語る）創立期の共産党としては不思議とはいえない。ただし、改正規約の正文化が実現しなかったとしても、改正規約はただちに発効した。その証拠には規約改正直後に行なわれた役員選出において、総務幹事長堺利彦、国際幹事佐野学、会計幹事吉川守圀と、新規約どおり三名の常任幹事が選出されているからである。

参考のため改正の結果を条文化してみよう。

一、変更なし。

二、変更なし。

三、変更なし。

四、党員四名以上の推薦のある者は、三ヶ月間その中心に於て党員候補者とし、候補期間が終った後、中心の全員の同意を得た場合は、総務幹事長の承認を経て党員となることが出来る。

五、総務幹事長は双方の中心の承認を経て党員の所属中心を変更することが出来る。

六、党員は毎月五十片の党費を負担する。

七、変更なし。

八、一中心は十名を限度とし、十名以上に達した場合は別に独立の一中心を組織する。

九、変更なし。ただし末尾に「ただし組織後半ヶ年未満の中心にあっては、代表委員は総務幹事長が任命する。」を付加する。

一〇、変更なし。末尾に「支部長は其所属の代表により互選する」を付加する。

二、変更なし。

一三、変更なし。

一四、変更なし。

一五、執行委員会は、互選により、総務幹事長一名、国際幹事一名、会計幹事一名の常任幹事を選定する。

一六、執行委員会は必要に応じ、各種の専任委員を選任する。

専任委員は党員および党員候補者より幹事長之を選任し、執行委員会の承認を経る。

専任委員長は総務幹事長が任命する。

一七、変更なし。

一八、変更なし。

一九、共産インターナショナルに対する党の代表者は執行委員会又は常任幹事会之を選任する。

二〇、変更なし。

二一、変更なし。

二二、変更なし。

二三、変更なし。ただし次の文章を付加する。「党員単独又は党員外の者と共に宣伝文書を出版せんとする場合は、所属中心

の承認を経た上、教育専任委員の事後承諾を求めること。」

二四、党の規律に反したるものは、次の手続により処分する。

各党員は告訴権を有する。

告訴は代表を通して総務幹事長に対して行う。

総務幹事長に告訴を適当と認めた場合は執行委員会に移牒する。

総務幹事長は告訴を不適當と認めた場合は却下する。原告は常任幹事会に再告訴することが出来る。

執行委員会は告訴を適當と認めた場合は規律委員を選任して審理させる。

規律委員会の決定まで中心は告訴を受けたる者に対して臨機の処置を採ることが出来る。

規律委員会の決定のうち除名及び除名以上の処分には執行委員会（五分の四）の承認を必要とする。

規律委員会の決定に対しては、原告とも執行委員会に控訴することが出来る。執行委員会の決定に対しては、さらに中心代表委員会に上告することが出来る。

二、変更なし。

(1) 党規ノ分

(EC) 執行委員 (伊井) 近藤栄蔵 (大森) 山川 均

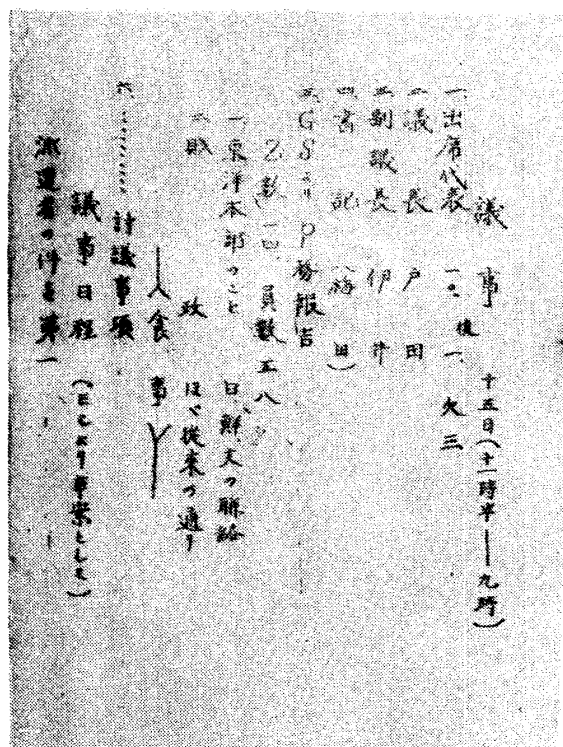
(GS) 執行委員長 (梅田) 高瀬 清 (麴町) 堺 利彦

(Z) (総務幹事長) 細胞 (高田) 高津正道 (巢鴨) 橋浦

右の人名比定は予審訊問によって引出したもので、信用してよい。大森、麴町、高田、巢鴨はいずれも居住地名からとった変名だが、ただし橋浦の場合は検挙当時豊多摩郡野方村に居住していたので、どうして「巢鴨」を変名としたのかわからない。

第三章 石神井会議議事録

一九二三年三月一五日、日本共産党は東京府北豊島郡石神井村大字上石神井千九百三番地の料亭豊島館で臨時中心(細胞)代表委員総会(実質上の臨時大会)を開催した。ここに紹介する文章(第5図)こそこの会議の議事録の謄写本(原文書は「西洋紙上ニ『ペン』ヲ以テ書キ記シ」てあった―山名篤義鑑定書)である。そのことは本文書が立山本中の「其議事録を基礎として、議論の太要を記」したもの(一一二―一二三頁)をほとんどふくみ、また吉川調書(第十一回、一九二三年一月二八日)において、予審判事が読み聞かせた議事内容とほとんど一致していることによって証明される。



第5図

もあって、後述のごとく若干の問題をのこした。その後刊行された高瀬本・野坂本も同様である。会議の性格・内容についての太要は犬丸論文にゆずり、ただちに議事録そのものの検討に入りたい。

まず、本文書の資料価値を明確にするために立川本所収の議事録部分とを対照させ、ついで本文の注解を試み、おわりに、本文書によって明らかとなった諸点を指摘するとともに、本文書によってもなお直接的には明らかにされない綱領問題の行方についての推論を試みたい。

1 議事録の本文

上段が議事録、下段が立川本である。上段の上に印した(一)、(二)、(三)等の数字は原本の頁数を、5、10は行数を示す。傍線は抹消部分、□□□は判読できない部分、「」は挿入部分を示す。末尾に掲げる「証拠書類註解」は予審中に司法当局が、訊問を手がかりに作成したものとおぼしく、かなり杜撰である。

(一) 議事 十五日(十一時半—九時)

一、出席代表 一〇、後一、欠三

二、議長 戸田

三、副議長 伊井

5 四、書記 (梅田)

五、GSよりP務報告

Z数 一四、員数 五八

一 東洋本部のこと 日・鮮・支の聯絡

二 財政 ほど従来の通り

——△食事△——

六、……討議事項

議事日程(ECより草案として)

派遣者の件を第一

(二) プログラム

草案通り

政党組織

晝食後暫く慢談(まんだん)に時を過し、女中の取り片付けを終了するや黨務報告の爲め總務幹事長の堺利彦(さかいとしひこ)。

前大會後諸君の潜行運動(せんかううんどう)は、益々奏効して細胞數は十四となり、黨員及び黨員候補者は、五十八名に増加した。第三インターナショナルとの關係は愈々密接となり、ブハーリン氏の起草になる日本共產黨の綱領は幹部の手に入つてゐる。従つて、直ちに之が翻譯を國際幹事の佐野君、猪股君等を煩はしてゐるが、尚ほ、同綱領は日本の事情を熟知してゐない爲め、其の儘採用する事には、多くの疑問の點があり、之を基本として起草を佐野君等に依頼してゐるがよく研究を望む。

又、第三インターナショナルでは獨り日本の躍進があるばかりでなく、支那南方の革命運動が、日々勢力を増進して來たので、支那上海佛租界に、東洋本部を設置したいとの希望があつた。日本、朝鮮、支那等は各獨立的に運動を續けるより、(一字削除)の本義を發揮すべきであると信ずる。聯絡の方々については諸君も御承知の通りである。

(一四字削除) 諸君の會費もあり、萬事吉川會計幹事の手元に責任ある収支が明らかにされてゐる。

として詳細な説明と報告とがあり、議事日程の第一として、

Mへの派遣（E C G Sよりの説明）

前決定の伊井氏辞任、理由として、E Cの一人でないこと、裁判事件があること

5 荒氏に相談の結果内意を得調度大会があるからその議にかける。

E Cの決定の派遣者決定す

議事日程の相談

。綱領決めるには政党の方をするを可（I G）

綱領を前にすべきの提議（佐）

10 綱領を先にするに決定

E Cより経過報告

日本は特殊国であり第一革命が如何にして来るかを目録としてやるや、第二革命を目標としてやるかの二つがある。

(3) 第二段を主として議することと思ふそれより第三、

第四が決められることと思ふのである

今のG Sの報告のものは只単に参考としてである。で

あるからその後二ヶ月乃至三ヶ月間特別委員会と

5 して行ふがいいとG Sに補足

即決すべきや何をやるべきかの討議をする

討議をするに賛成（決定）

。二三ヶ月にて決するより本店からの指命でもあるし、前の代表の為めでもあるし、運動の目標が決められるのである

10 完全無缺で造らうなどとは不可能であり、大体と

一、第三インターナショナル大會へ日本代表派遣の件

堺 利彦

前大會に於て同代表者は常任幹事會に委任されたので、近藤榮藏氏を最も適當として選任したが、同氏は執行委員の一人でなく、且つ目下曉民共產黨事件が、控訴裁判中である事を理由として辭任を申し出たので、更に荒畑勝三氏を選定して同氏に交渉した處、幸に内諾を得た。丁度此の大會があるから其の議にかけるが如何。と説明し、全員異議なく荒畑派遣に決定し、次いで

一、黨綱領に關する件

佐野執行委員

日本は特殊國であつて、露國革命の例を其の儘踏襲は不可能と信ずる。（五字削除） 如何にして来るか、又た第一、第二の（一四字

削除）

先づこれを決したいと思ふ。

堺幹事長

今の佐野君の意見は單に参考としてあるから、今後二ヶ月乃至三ヶ月間、特別委員に附托し、四月の倍大委員會に附して決定してもよいかと思ふ。

と経過の報告及説明の後

高津正道

二三ヶ月で決定するより、斯した大會は成るべく開會しない方が安全であり、又本店（註彼等は秘密の漏れるのを恐れて暗號又は隠語を使

決し、重大なことは留保して決した方がいゝのであるとの理由により即決すべし（高津）

。綱領を決すべき大会と思ふ故に出来るだけ決した

(四) いと思ふ 大会の説明（E C）議することは結構ではあるがそれは起草が出来ない其他の理由により綱領

決定の為にするのではない

△討議するに決定

5 細胞に渡つた綱領に就てのインストラクションの説明が

して貰い度い

G S 説明

綱領（第三インターナショナル）が来年に延びることゝなつ

た それに就て四月の倍大委員会に懸けられるそ

10 うである

即決に賛成として日本は重大でもありしに就て

反対意見の参考として起草委員の出来なかつた理由の

説明を求む（田所）

(四) 起草委員長（佐）の説明

日本の事情を好く認識して居ない黨員中意見の相

違、日時がない。

起草委員ニ対する説明を求める

5 。意見の発表に決定（即決反対）（田所）

本店に對す為め、運動の前途としてがみつたが前者の

用する事にしてゐるが、本店も其の二で、露國第三インターナ
ル本部を指す）からの指令でもあり、今回派遣される代表も之を報告
した方が都合もよく、更に我々の運動の目標が定まるのだから、此の
際完全無缺でなくとも善いから大體を決定した方がよいと思ふ。

田所輝明

今日決定を不可とする理由は何故であるか、又た起草委員に起草出来
なかつた理由は如何。

佐野起草委員長

日本の事情を熟く認識しない黨員中意見の相違があり、又起草の時日
がなかつた。と答へ、尚ほ即決すべきや否やで、意見が二派に別れ討
論したが結局即決組勝を制し

方は別に大したことは今はない。運動前途に於ては血
派であることと思ふ各員の了解することが出来ない

(賛成)

10 完全不完全は決し難いものである 暫定綱領の様

なもの

(賛) 委員会の起草をやらなかつたのは駄目、出来るだけ

早い方がいい

(反対) 時目がないからそれは出来ない (浦)

(反対) 時目がないために不完全なものを作り得ない。

(即決反対) 到底討議し得ないものがある。根底なるべき
ものは容易に決することが出来ず党員の裡にもその間

5

の事情が解つて居ない様である。斯る事情のもとに決せ
られたものが国際上の参考になつたらそれより起る

不利益が起ることと思ひ、今日よりそれに懸討議する

ことは勿論で充分やる至要がある。

。即決賛成者の意見を明瞭にして貰いたい (議長)

10

即決者として今日より懸け委員会が出来てそ

れを出発前途に造ること (伊井)

(即決反対)

(結)

(賛成) 持ち合せの意見で 構 (高)

(L)

討議終結に決定

裁決 (文章ノ修正ハ委員付託)

即決は可決 ☐ ☐

綱領の討議 動議通過しブ氏の草案を示して貰 ☐

ECより提案の説明 (佐)

草案は他の委員が持つて来る筈、草案の説明
 翻訳者の説明を求む ☐

内容の順序を決する (決定)

☐ ☐ ☐ 翻訳者

。順序及翻訳後廻シ (決定)

○○○草案順序に準じて議事を進行さす。

第二段 ☐ ☐ 及四段を含めるや否や

ECに懇談会を開いて ☐ 説明を十分にして

貰ひたい

Ⅱ (休み) 十分間

第四段に関する事にてある (ECの説明)

綱領第二段から初める (決定)

内容を ☐ ☐ 起草委員より説明して貰ふ。

分擔か全体か??

全体が決定しGSから決めて貰ひ度い。

(説明) 資本主義が若い三井、岩崎は家長的な点が多い。

戦争後急激に進歩した。搾取は列国と同じ。

政權を取りてゐない。金融資本勢力を占めてゐる。

崩壊期ハ各国とも同じ。

ブハーリンの草案を各自に配布し、之を基礎として第二段から討議研究
 する事に決し、説明の爲め

堺幹事長

日本の資本主義は完全な成熟をしてゐない。(一四字削除)
 だ封建の遺物である家長的な点が多いのでも判る。

歐洲戦争後急激に進歩した××は、列國と事情を同じくする。
 政權を握つてゐない金融資本が、最も勢を占めてゐる。

無産階級

(H) 階級的發達が若い。搾取程度が強い。組織化されていない。

労働組合が闘争的であり少数である闘士が多い。三百万人の中に女工等が大多数を占めてゐる。

5 階級的勢力の分布。(小ブルジョアは大きなしやま物になる智識階級がプロレタリア資本主義を助けるかと言ふに資本主義に味方しフシステに加る様なことがある。)

封建貴族の集團。軍閥官僚が多い。華族が經濟的勢力はないけれど貴族院を占領してゐる。

10 資本家は政党を組織することをしない。未だ意識的に努力してゐる点がある。地主。消費的の地主である。資本家地主は組織化されてゐない。

政權の所在は資本家であるが未だ握つてゐない。資本家と封建貴族とか争があるから曲線的に

(B) 農民五割以上であるからRの際にじやまする□^もである。

普通選挙が来れば非常に如く様である。

5 水平運動□二百万外国ヨリ強い闘争力が強い。

軍国主義が非常に強い。軍隊が来る□□様になつては難しいものである。

質問(打切)

討議

(将来) 資本主義發達し崩壊する。發達する方は金融資本

(二字削除) の時期は各國とも同じである。

又、無産階級に就いて、其の階級的發達は極めて若く、(四字削除)

は強いに拘はらず、未だ組織化されてゐない。労働組合は小數であるが、外國に比して闘争的である闘士も多い。

又労働者總數三百萬人と云ふが、大多數は女工で占めてゐる。

階級的分布から見れば、小ブルジョアは大きな邪魔物になる。智識階級は、(一字削除) 援助するかに見えるが、最後の場合に當面

すれば、却つて資本主義に味方してフアシストに加はるであらう。(二〇字削除) 經濟的勢力はなくなつたが、(三字削除) を獨占し

てゐる。資本家は、政黨を組織する事を意識的に避けてゐる。消費的地主は未だ組織化されてゐない。政權の所在は資本家であるが、未だ握つてはゐない。(一四字削除) 今後曲線的に出現するであら

う。農民は全人口の五割以上であるが、(六字削除) 其の保守的傾向から邪魔するものである。水平運動は、二百萬人を擁し、外國に例がなく闘争力は極めて強い。

10 が強くなり意識的に政權を握ると思ふ崩壊□□過耕生産、
労働階級が勢力が強くなり国際資本がむずかしくなり

「米とむずかしくなる」

軍隊の力を借る様になり露支の市場が封じられるやうに
なると思ふ無産階級「今日のやうな」搾取が続けられし政府が援助する。

(二) 組織化されるやうになる。英国流よりも政治的色彩を帯

び政治的自覚するように、CP、指導者で導かれ、ソビエツ

ト独裁が事実上から来ることと思ふアナーキーは大聲上

失勢するだらう。

5 「政治」貴族院がある間貴族が第二まで持続されるだらう。資本家

地主が階級意識の外に資本家に加はることと思ふ。

「ピチ」ブルジョアが入る余地がある。小ブルロになるものあり。

知識階級が特權を経続してゐるがプロ運動に入るのでは
ある

10 階級的に資本に加はることがないがゆう導され得るので

両階級に行く。農民は貧農が多い。吾々が都合がいゝが

保守的精神の為に偽されてしやまされることがあり

土地所有欲の□点も熟考すること。組織化される可能

(三) 性が多い。

水平運動。最初小ブルがある。そかいあり。最近の少壮

水平社は共產主義者が多い。大体十分氣をつけて進むべ

5 きであると思ふ。一ヶ月を出でずして二十六県を含むのであるから将来有望。

軍国主義。制征服欲で発達して来たが、最近のシベリヤは傀儡であることが今後とも知られることと思ふ出身がプロでも駄目であり現在の生活が多も^{重要}だ。

10 中尉位迄はいゝ。将来は征服慾より離れて生活資本主義の傀儡〔意識が明瞭〕となるだらう。

全体論を付加して貰いたい。(市川)

原則は資本主義なのだが、完成していたいから完成すると同時に崩壊するたらう。

三 質問 上田、伊井、坂井

討議

社会状態の将来(佐)

5 資本主義の発達とともに無産階級も発達する第一の後に第二が来るかと云ふに第一が^{なきて}来る第一は議會を通して来る普選は四五年中に来る

10 小ブルが勢力を得なくては来ない。他農、労、水の発達の方が強いからして、小ブルを中心としたものは出来得る、可能性は無産階級の方である

(一) 小ブル中心

これに對して討議に入つて、上田茂樹、近藤榮藏等から質問の後『社会状態の将来』に關して説の爲め、

佐野學

資本主義の発達とともに、無産階級も発達する。第一 (二字削除) の後に第二 (二字削除) が来るかと云ふに、必ずしも第一がなくて第二が来ないと云ふ事はない。普選は今日の情勢から見ても、四五年中には實施されるであらうが、第一は此の普選は議會を通して来るであらう。純理的に云へば小ブルジョアが勢力を得なくては来ないが、農民、労働者、水平社等の発達の方が強いから、小ブルを中心としたものでなく、以上の無産階級の手によつてなされる方が可能性がある。小ブルと無産階級との双方が無氣力だとなると、日本特有の面白からぬ状態になる恐れがある。此の場合は、第二のみを急がず第一でも作る様にしたいと考へる。

(一) 議会が道具

(二) 第二の来る理由

(一) 議会を中心とする□^余がなし

他の勢力が一朝にしてなくなることなく、暇が
かゝる

5

労働運動の革命化する。政治化する。労働争議
を政治的叛乱に導く方が出来やすい。

無産階級が議会に入することは至難であるから
出来にくい。

討議

10

第一政権、獲得すのを謂ふとである

武山が高く売を造つて政権を握らうとそれ

を第一Rと見るべきである

政治組織が変わるだけで革命ならない(佐)

(三)

家長的なものがあるのに、国家資本を握る

ものは官僚軍閥が握つてゐるのである□

永井等の言ふことは革と謂ことは出来ない

第一吾々のプロ独裁ソビエツトが革と思ふ。ブルジョ

5

ア連のもの□のレボがあり、反動革もあると思□

いが、今来らんとする革の主体は農労が主となる。

それは第一、第二たるを問はず、その指導者□

によつて第一、第二が決められる。□□

10 □無力なブルジョアであるから第一を行い得ないと思ふ。実際の情勢を考へるとそれを通ぜずして

行い得ないと思ふ。

双方が無気力になると日本特有の状態に
す恐れがある。

(六) 第一でも作る様にしたいものであると思ふ。

臨時雇書記（朱書シアリ）

梅

5
第一レボがなくていゝとは思はれない。普選はやがて施かれる。組織労働者〔の数〕は少い。□、農民は普選要求する。小ブルは農村を基礎に立つだらう

故に小ブルが農民大衆を足場にして第一レボがある。第一があることを前提とすべし

田
(続き)

10 軍隊は苦痛を感じて居る。農村〔及都市無産階級〕を逼して軍隊は政治的になる。

第一革命を一蹴して進むであらう。

(七) 佐

第一レボを三つに考へる。

1 武藤山
1は厳密なる意味の第一レボになり

2 社民主
— 得ない。故に第一は2又は3である。

5
3
フ
ア
ス
チ

田所輝明

第一（二字削除）がなくていふとは思はれない。普選が實施されても、組織労働者の数は極めて少いが、農民は要求してゐるし数も多いから、小ブルが農民大衆を足場にして第一が行はれるであらう。これを前提とすべきだ。

佐野學

第一レボ(××)を三つに考へる。一、武藤山治の商工黨、二、社會民主黨、三、ファシストである。第一は嚴密な意味の第一レボになり得ない。従つて第二、又は第三である。

第二レボは、純じゆんプロレタリアの手で行はれる。(一五字削除) 第二

第二レボは純プロレタリアの手で行はれる。故に無産階級の教育によつて第二を直接に行はれるであらう。そは我々の腕次第

浦

10

第一を行ふ者は佐ノ説に全じ。無産階級が第二だけを目標とするならば大衆の支持をはなれるだらう。そんな時は無産大衆は第一にひつばられるだらう。無産階級の階級的自覚が浅いから。故に第一レボを通過して行くものと見て、第一レボの対策を考ふべし

その内容はプロの自覚せるものに指導されてゐるのだから通らなくてもいゝと思ふ

5

ブルが階級意識 社会民主々義の後に共産主義が入つて来たので、日本はそうではない。案外日本の少数の労働者、第一革命を飛び越す

第一の階級は決して見逃すことは出来ないものでして、その時間の長短はCPの努力の如何による(浦)

10

第一を承認する。それに動くものは。労働階級であらふ、が、革の意識は、ピチブルである。他は浦に同じ。

第一革の意味は、ブルが取つたのは第一でなく第二はソビエット独裁と思ひ、現日本は、第二は暴力がなくて行はれないのは、革でない。暴力は軍隊の力である。

(6)

議会の多数で革が起ると思はない。

が直接に行はれるであらう。それは、我々の努力と手腕とによる。

浦田武雄

第一を行ふ者は、佐野君の説に同意見だ。我々が第二だけを目標とするならば、大衆の支持を離れるであらう。無産大衆の階級的自覚は浅いから、より多く第一に引張られるであらう。この故に第一レボを通過して行くものとして、その対策を考へなければならぬ。

第一は経過しなくてはならない。軍隊を動かすものは、社会民主連である。我々はそれを利用すると謂ふものである。吾々に暴力が軍隊が、崩壊しなくては出来得ないものである。

ある。第一を認めて社会民主連と進まねばならぬ（杉浦）

第一革が来る。ピチブルの政治的勢力を有する。反軍閥の思想がある。既成政党の墮落してゐる。ピチブルと反動団体と一諸になる恐れがある。日本の特殊性を考へねばならない。第二は知識があることだと思ふ。原則を見ることが出来ると思ふ。

ブハ君の書いたのはいゝものであります。要するに日本の形勢……

ピチブルの政党が大きくなるので増大することを悲しと思ひながらそれを考慮して進みたいと思ひます（高津）

(三) 反動団体に対する注意は、社会民主の勢力を増すことに於て初めて喰止得るのである（前言附点杉浦）

考へが決しないからである。やゝ決まつた。まあ決まらない。武藤反動ピチは各々ピチブルの形とならざるを得ない。此等は関連してあるものである。

第一の前に第二の要素が進むから第二に行くとは思はない短時日に第一―第二に行くとは思はない国際発展の経路を重

大視することは出来ると思ふ第一を要す。（坂井）

第一がなくて第二を望むものであるが、第一を認めねばならぬことは勿論認めねばならぬ。又その過程に於ても十分に注意す

杉浦啓一

議會の多勢で（三字削除）起るとは思はない。（七字削除）者は社會民主連である。故に第一を認めて積極的に社會民主連と進まねばならぬと信ずる。又た反動團體に對する注意は、社會民主の勢力を増す事によつて初めて喰止め得るのである。

べきである。第一をブルの中心にあるとしてもプロを積極的にとらねばならぬ。()

(三)

『革はブルとプロの二つしかない。その間に社会民主党の革がある。英国は平和の裡に、ロシアは二ツやつたものだと思ふ。必然来ることは、前の人と同じ。無産の階級意識を殺したくないと思ふが社会民主で殺すとは思へない。コンミストは四十八手を心得てゐるのだから大丈夫である(西)

5

(伊井)

山治の問題は山治の運動自身が第一と謂ふべきではない。

第一は指導により(政治であるから)何うにでもなるのであるし第一は時と場合で何うにでもなることと思ふ。吾々は政策を持つて対すべきである。

10

(渡辺)

第一から第二に移ることは口革で知つた。第一から第二に容易に移る様に言はれるがそれは難しいものである。伊国の様な、フラの出現も口革□に殺んだと思ふ日本も状況其他に類似点がある。故に第一に対して、第二の立場で此の中に可成重要な勢力で対抗しなくてはならない。

(三)

(山本)

自分がRに向ふために、起を上るは起るだろうが僕には第一が起るとそれが長短と暴力として存在する。すれば第一は可成長い。運動をやる上に、暗示がある。それが第二の要素である

近藤榮藏

山治の問題は、山治の運動自身が第一レボと謂ふべきでない。第一は政治であるから指導により時と場合とでどうにでもなるのである。我々は堂々政策を持つて対すべきである。

波邊政之輔

第一(四字削除)第二(二字削除)に移る事は、(五字削除)で知つた。諸君は第一から第二に容易に移る様に云ふが、それは甚だ困難が伴ふと思ふ。伊太利の例に見てもファシストの出現とならぬとも限らぬ。日本も状況其他で、伊太利に類似点があるから第一に對して、第二の立場で可成り重要な勢力で對抗しなければならぬ。

5 なら、それが、第一をやろうとする人があるならこの運動に進むのである。自分は只第二を進む□の意見が纏つてゐない。

第一（小岩井）

10 第一を予想すると謂へど、第一をも積極的に運動すべきとはならない原則の上に立つてやつて行くべきである。豫想の点は時機の問題は予想出来ない。混乱より起り主観的状況から起るのであるから、それも世界の大勢で動くものであろうが、それが最近なら、ファシステと共に起るものであると思ふ。それを一刻も早く第二に進めるとは□の、第一

③ のためにする綱領を廃止、第二として進むべきだ。後に起つた

何うかと思ふが近い社会に起るとするに、第一が存在するとした

ら又それが資本家が未だ官僚、軍閥の手を離れてゐない様

に思ふが、社会的不安時代は、労働階級は戦闘的と思ふ。その

5 場合に権力を握らふとするだらう、十分に力さへあれば、第一があるにしても第二にすぐすると思ふ。そのために政党を組織するよ

う、その場合CPを表面に出して浩漑にすべきだ。その場合、第

一に利用しやうとしたら第二にすべきと思ふ。都市労働党階級の

自覚が必要だ。対策はPMを増加すべきだ。大衆に対しては

10 組合運動をやること。綱領に第一加ふるものではない。

（吉川）

第一、第二何んて変だ。一つてい。徹底した事がいゝ。若い人は、第一、第二、第

小岩井淨

第一を豫想するからと云つて、原則として第一の招來を運動しなければならぬ理由とはならぬ。充分に力さえあれば第一があるにしても、直ぐ第二にする事が出来る。問題はこの力の基礎となるべき都市労働階級の自覚である。対策は黨員を増加する事だ。綱領に第一レボを加ふる事には反對する。

三を書く。年の若い人は澤山やればいゝが私は出来ない。

(有川)

第一があると思ふ。現在の政府は、封建分子軍閥〔等〕にある。無気力の様に見えるが普選の場合は有勢とならう。自覚は、少数労働者が短日時に組織化することは問題である。普選の場合はその方に動く形勢がある。

第一、第二、過度期は政策及努力如何によることと思ひ、より永くなるかもしれない綱領にも必要。

(野坂)

時機の来るとは重要。近い遠いが重大。国際時情により(第一)Rの起ると思ふ。来る時機は近い。五十年よりは近いと思ふ。近い前提として。

資本主義は急激である。従つて戦闘的(鉄工)政治も戦闘的であると思ふ。労働党を目さすので封建に対しプロ(革)を利用

せんとするのである。小ブルの勢力は、張れない。第一は重要でない。

あつても短い期間と思ふ。ロシアの状態としてはドイツであらう。第一を目標として進むべきだ。

(荒畑)

封建残存してゐる。完全に発達してゐない。資本主義 主義の発達を害するは勿論である。

(四) 武藤を第一と見るべき、佐の暴力を用するであるとしたら

□□普選は、「民衆」利用されるものである。

第一ではない

急進的であつてもそうした暴力

5 その期間は短いそして大衆は自覺してゐるなら易い。

武山の第一ならあり得ると思ふ。

□武が○○はやり得まい。故にそんなものあり得ない。
早く起る

外国の影響の爲めに「レボが」起るのでじやないかと思ふ。

10 暴力の伴ふ第一が起ると、起る時は第二に導き得る

時だと考へる

第一はあると思ふ併分し可能性はあつても第二の方に主
力を

(四) (戸田)

大体第一、起る起らぬは難しい。それを重要視するか否や。

その爲めに無産階級を指導すべきでない。重要すべ

きでない(打切)

5 綱領作成の

二つに分ける

一、重要視する

いき 二、重要視しない

三人位を選んで要点を書いて貰いたいと思ふ

10 作成必要なし

GSより説明

政治部の委員長よりの説明

□政党組織のみを説明する。

(6) 原則インストラクション表面政党を造れ

最近政府を対抗しなくてはならぬ

何時組織すべきやが問題である

一、鈴木文治氏を中心とすることは具「体」化してゐない

5 そして議会政策「を基調」□ものである

二、巢鴨民衆社一派で俱体化してゐる。議会政策

を利用してゐない様である

政治問題研究会を開いてゐる

関係者の言によれば、関西方面に力がある

10 ○下中弥三郎、石橋丹山等の自由倶楽部で

研究を開いてやりたいと謂ふこと

次の議会でしかれる□それである。

(一般的)——危機論——論拠、三ツ

(7) 勢力が分散される。闘士が失はれる。

(今日やろうと言ふのであるからいゝだろう)

運動が墮落する

個人の問題で大したことでない。

5 ○右傾するであらう。

かくて議論は容易に盡きず、騒然として大討論會場と化し、議長猪股は時々注意したが、山本懸藏は第一を重視するに絶對反對を稱え、吉川守邦、野坂参式等は過渡的に承認すべしと論じ高津正道、荒畑勝三、西雅雄、市川義雄等も亦たよく論じておさまらず、結局三名の委員を選んで要點を摘記する事に決し、次の問題を議題として政治部専任委員の説明に入る。

一、政黨組織の可否

高津正道

原則として本店の訓令は、表面の政黨を造れとなつてゐるが、如何なる方法によつて又た何時組織すべきやが問題である。

議會政策を基調とするものであるが、鈴木文治を中心とする事は具體化してゐない。

巢鴨民衆社一派では具體化してゐるが、議會政策を利用してゐない様である。

斯うした現状であるが、表面政黨組織については、一般的に危険であるとする否定論に三つの論據がある。一は、勢力が分散され闘志が失はれる事、二は、運動が墮落する憂がある事。三は右傾するであらうとの豫想等からの非難であるが、

一般サンから洗礼を受けて来てゐるのである
から大丈夫国際的にケン制する

○レボへの近道

現在あらゆる政治問題があるのである党を作つてその機関をすべきであり、組織をするために宣伝を計らねばならぬ。総聯合が分裂も準備の不備による。故に準備が必要である。二□会がその機関となり労働

(5)

組合等と相談してやるべきだ。構成は組合の幹部農民運動の□社会運動、水平社、朝台婦人を含めてやらうとする他の畫いてを含めて行ふ。

人間の名、賀川、鈴木、下中、島中、右翼境界線である。

5

委員長(杉浦)

時期尚早論はなかつたか



ECノ意見

10

一、□政党を造る必要あり(一名反対)

二、ボイコットしない利用する(全員一致)

三、農や労が双方要素とする

四、時期尚早

(9)

五、如何なる対策その中に入り数個ある場

凡ゆる政治問題が有るので、政黨を作つて一機關として我々最終目的の宣傳を圖らねばならぬ。然し労働組合總聯合計劃が決裂に終つたのも準備の不備が然らしめたのであるから、此の際周到な準備が必要と思ふ。構成は労働組合、農民運動、水平社等の幹部及び朝鮮臺灣等の同志を含めてやらうと思ふ。執行委員會の意見は左の通り決定した。

一、政黨を作る必要あり(一人反対)

二、議會をボイコットせず利用する(全員一致)

三、農民労働者双方を要素とする

合は一つにまとめ成立をおくらすこと。

(伊井)

あると思ふ。政党組織と議会政策を取るや否やはの点を明瞭とするが議会政策をとらない。

議会政策駄目。造る必要。政治教育を普及させよ。この政党は学校である。その点即ち組織として必要と思ふ。

(渡辺政)

政党の必要である。秘密のみでは駄目た表面が必要だ。普選の暁必要である。議会をボイコットすることも反対。政党組織要素は無産階級のみとすること代議士を出すにも厳選組合幹部を党の幹部としてはならない。然る点に於て速時行ふべし。

荒畑||動議

決を取ることは出来ない。故に採決に反対
不完全なが一応の決定がほしい

今晩此の動議を採決の賛成(少数否決)

荒畑

ユングの延長の動議

倍大委員(政治部)——で決定する案(原案)
(内容、EC各部の委員)

近藤勞藏

組織の必要はあると思ふが議會政策は採らない。政黨は大衆の政治教育を普及させる學校に過ぎない、この意味で政黨組織に賛成する。

渡邊政之輔

秘密結社のみでは駄目だ。普選の暁は殊に表面政黨を必要とする。又た議會は利用しなければならぬ。但し政黨の要素は、無産階級のみとし代議士を出すには厳選し、勞働組合の幹部としてはならぬ、時期は速い方がよい。

此の時、荒畑勝三の動議で決を取らんとしたが、議論沸騰の結果、採決せずして大會を延期して午後九時半頃漸く散會した。

倍大委員ECを中心として（修正案）
孰れを中心としないで□委員を造る

（3） 倍大委員会——否決——

大会延期——決定——

証拠書類註解

十五日議事ノ分

（戸田） 不明（猪俣津南雄——松尾）。

（伊井） 伊井敬。近藤栄蔵の変名、曉民会幹部日本共産党ノ調査宣伝委員。

（梅田） 高瀬清。

（IG） 不明。

（佐） 佐野学。早稲田大学教授

（高津） 高津正道。曉民会幹部、日本共産党幹部。

（田所） 田所輝明。山川均ノ主宰水曜会ノ関係者ニシテ雑誌前衛社ノ同人。

日本共産党調査委員。前衛ハ現今廃刊其後身ハ雑誌赤旗ナ
リ。赤旗ノ経営ニ関係ス。

（浦） 浦田武雄。曉民会員、日本共産党審判委員。

（市川） 市川正一。無産階級社ノ幹部（無産階級ヲ発行ス）

雑誌無産階級ハ廃刊 雑誌赤旗ニ関係ス。（これは市川義
雄のあやまり——松尾）。

（上田） 上田茂樹。水曜会員、前衛社同人、日本共産党調査委員。前衛社

ハ解散ス。赤旗ノ発行人

(坂井) 不明(辻井民之助か——松尾)。

(杉浦) 杉浦啓一。機械工、関東機械工組合幹部、要視察人。

(西) 西雅雄。水曜会員、前衛社同人。前衛社ハ現今解散。雑誌赤旗ニ関係ス。

(渡辺) 渡辺満三。時計工組合ノ幹部。要視察人

(山本) 山本懸藏。関東鉄工組合幹部。最近入露帰朝シタルモノ。

(小岩井) 小岩井浄。雑誌社会思想執筆者。新人会系統。法学士弁護士。最近

岡山県下小作爭議ニ関係シ治安警察法違反ニテ収監サレシ筈。

(吉川) 吉川守邦。新聞雑誌(広告——松尾)取次ヲ営ミ居ルモノ特別要視察人

(有川) 不明(川内唯彦——松尾)

(野坂) 野坂参三。元慶応義塾講師。最近欧州ヨリ帰朝。英国ニ於テ過激運

動ニ参加シテ追放サレシ者。元友愛会幹事□顧問。

野坂鉄ハ其異名ナリ。

(荒畑) 荒畑勝三日本共産党ノ幹部。

(渡辺政) 渡辺政之輔。南葛労働会ノ幹部。雑誌労働組合ノ発行人。

(プログラム) 綱領ノ意味ナルベシ。

(倍大委員会) E Cト Zelleノ代表者トニヨリ構成セラルルモノ

(これでは細胞代表委員会総会と変らぬことになる。間違いなり——松尾)。

(ブ氏草案) 第三インターナショナルノE Cノ一人ブハーリン氏

ノ草案ノ意味、或ハブ氏ノ日本共產主義者ニ対ス
ル訓令ニ非サルカ。

(R) 革命ノ略語。

(レボ) 革命ノ略語。

(ピチブル) 小ブルジョアノ略語。

(ロ革) 露西亞革命ノ略語。

(インストラクション) 訓令ノ意味、ECヨリ発スルモノ(「ECヨリ」は
余分―松尾)。

(下中弥三郎) 啓明会ノ幹部、労働視察人。

(石橋丹山) (石橋湛山―松尾)。

(朝台) 朝鮮台湾ノ略語。

2 本文の注解

A 党務報告(一頁1〜9行)

(一頁2行、以下一・2と略す)。出席代表とは出席細胞代表委員のこと。一〇人出席。後は遅刻、一人。欠席三人。現在この会議に出席したことが確認されているものは堺利彦・近藤栄蔵・佐野学・高津正道・田所輝明・浦田武雄・渡辺満三・杉浦啓一・上田茂樹・高瀬清・吉川守圀・野坂参三・仲宗根源和・西雅雄・渡辺政之輔・猪俣津南雄・小岩井浄・荒畑寒村・辻井民之助・市川義雄・川内唯彦・高野武二・山本懸蔵の二三名。出席者の一人吉川守圀が予審訊問に際し記した各人の席順図が、同人の第二回調書(一九二三年六月一二日)および第四回調書(一九二三年六月三〇日)に付され、とくに後

者には「列席シテモシナイト云フ被告ニハ甚ダ氣ノ毒ダガコンナ事ヲ匿シテモ事件力延ヒテ卑怯ノ様ダカラ悪る者ニ成リ茲ニバラス次第ナリ」および「廿三名ト記憶ス」の但し書き付きで記されている。両図を総合すれば次のとおり（建物全体の見取図は野坂本一二五頁）。

床の間				押入			廊下
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	Ⓖ	
Ⓗ						⒱	
Ⓘ						⒴	
Ⓙ						Ⓒ	
Ⓚ						Ⓜ	
Ⓛ	Ⓜ						
敷居							
Ⓜ	Ⓝ	Ⓞ	Ⓟ	Ⓠ	Ⓡ	Ⓧ	
						Ⓨ	

A	不明	J	西	S	佐野
B	堺	K	不明	T	不明
C	不明	L	高津	U	不明
D	猪俣	M	荒畑	V	仲宗根
E	近藤	N	不明	W	高瀬
F	不明	O	野坂	X	不明 (見張りか)
G	田所	P	杉浦	Y	不明 (見張りか)
H	浦田	Q	渡辺		
I	上田	R	吉川		

「予審終結意見書」(一九二四年二月一二日付東京地方裁判所検事局検事石田基が同裁判所予審判事沼義雄にあてたもの)によれば、猪俣津南雄・西雅雄・田所輝明・近藤栄蔵・高津正道・渡辺政之輔・荒畑寒村・川内唯彦・高野武二・山本懸蔵・佐野学・市川義雄・小岩井浄・辻井民之助の一四人が細胞代表委員とされており、しかもこの一四人はすべて出席している。遅刻した一人が荒畑であることは犬丸論文が証明しているが、吉川も遅参したと陳述している。当時の細胞総数は一四で、その代表が全員出席しているにもかかわらず欠席三人と記してあるのは理解に苦しむ。第一の可能な説明は「予審終結意見書」にあげられた人名が不正確である、すなわち一四名の中には代表委員ではないものをふくんでいるということである。

る。しかし細胞代表委員の資格をもたぬものがどうして出席できようか。ちなみに執行委員は堺利彦・佐野学・吉川守閑・浦田武雄・上田茂樹・渡辺満三・杉浦啓一・仲宗根源和・小岩井浄・辻井民之助（杉浦調書四四七頁および片岡本四八頁）である。出席者を二三名とすると右にあげた以外すなわち正式の出席資格をもたぬのは高瀬清と野坂参三の二人である。高瀬はこの会議の眼目たる「日本共産党綱領草案」（以下二二テーゼと略す）をモスコワより持帰った使者として、野坂は後述の綱領起草委員の一人として、とくに出席を認められたのであろう（野坂本二二八頁）。ところが吉川調書（第六回）には次の陳述がある。

野坂君ハ綱領起草委員兼細胞代表テス。尤モ細胞ハ一人テモ細胞ヲ為ス事カアリマス。初メ四五人カラ成リ立ツテ居ツテモ其人カ職業ヲ変ヘルトカ他ヘ移転スルトカスル様ナ事カアレハ其細胞カラ抜ケル事ニナリマスノテ其細胞カ一人ニナツテ仕舞フ事カアルノテス。野坂君ノハ多分野坂君一人ノ細胞テアツタト思ヒマス。

もし吉川の陳述が事実とすると細胞代表は一五人となってしまう。厳密な意味での細胞代表一名とは誰々であるか不明というほかはない。また高瀬本（一二三頁）の主張する平林初之輔・金子健太・橋浦時雄が出席していたという説は、彼らの出席資格が明らかにされない以上信用しがたい。金子は出席者を自認しているが（高瀬本の犬丸解説二二四頁）、事実とすれば、見張り役（前掲図）であつたのではなからうか。市川大会のとき同様、この会議でも見張りはつけられていたはずである。第二の可能な説明は、執行委員兼細胞代表委員たる佐野・小岩井・辻井の三名の兼任を外したという解釈である。これは数の上ではつじつまが合うが、代りの三名とも欠席とは腑におちない。いずれにしても出席代表の出欠数は疑問を残す。

（一・三）議長は猪俣津南雄、（一・四）副議長は近藤栄蔵、高瀬清は「ゼネラルセクレタリーがつねに議長をつとめるという慣例でしたからね。私はその堺議長のそばにいて書記をやりました。ところが堺さんは『きょうは発言したいことがあるので』と議長をおりられ、近藤君が代わったんです。そして綱領問題に入った」（「日本共産党創立のころ——高瀬清氏に

聞く」(中)『日本のこえ』一九七二年一〇月三〇日)と語る。議長交代の時点があいまいだが、議事録を検するかぎり交代の事実はみあたらない。近藤が議長席についたことももちろんない。さらにいえば、ゼネラル・セクレタリーが議長をつとめるといふ慣例が存在したという証拠は何一つない。市川大会のときの議長近藤栄蔵はたして総務幹事長であったのか。その証明は存在しない。

(一・五) 高瀬清が書記にされたのは、綱領の使者で、綱領問題討議の書記として適任と思われたこと、および堺の女婿として堺の秘書的存在(公式の秘書は仲宗根)であったことによるものである。ただしこの一頁1～10行の筆者は高瀬ではなく、仲宗根源和であることが、鑑定人太田彰(一九三三年二月一〇日)、山名篤義(同年二月一二日)の「筆迹鑑定書」で明らかにされている。

(一・6～9) 総務幹事長の党務報告については、立川がくわしく敷衍しているが、これが何にもとずくものか不明である。誰かの予審供述によるのかも知れない。あるいはまったくの作文の疑いもある。員数五八にはたして黨員候補が含まれているだろうか。細胞数一四、員数五八、これが会議の時点における日本共産党の現勢であったことに間違いはない。高瀬は一九七〇年に「(細胞数は)すくなくとも二〇以上はあったよ。一四というのは官憲資料でしょう、だからそれはなるべく少なくしようということで、少なくなっているのだと思う。細胞一五で代表者一五人ぐらいにとどめようということだったわけなんでしょうね。僕らは知らない、忘れた、討議されていない、といって逃げをうった。一四と答えたのは誰なのかな」と発言している(「座談会」四八三頁)。高瀬はこの数字が議事録記載のものであることを忘れ、被告の陳述にもとづくものと勘違いしている。座談会当時、彼は立山本さえ読んでいなかったのである。一方野坂本は「わたしの記憶では、当時の黨員数は百名を超え、二百名に近かったのではないかと思う。(中略)おそらく十四細胞、五十八名という数字は全党組織の実数ではなくて、大会に出席した細胞代表が代表する細胞と黨員の数を示したのではないのだろうか」(二二九頁)と記

す。しかし、議事録に欠席代表の数まで記している以上、この推定は成立しない。

(一・八) 東洋本部とはコミンテルン東方部に設けられた極東部のこと。村田陽一「コミンテルン文献覚え書」(3) (『歴史学研究』一九七四年三月号) にいう。「一九二二年一一一二月のコミンテルン第四回大会は、幹部会のもとに、組織部、扇動宣伝部、統計情報部とならんで、幹部会員を部長とする東方部を設置することを決定した。このことは、コミンテルンが東方の共産主義運動に大きな重要性を認めたことを示すものである。東方部は、近東、中東、極東の三つの小部門に区分された」。(四七頁)

B 第三回コミンテルン拡大執行委員会総会への出席者の決定(一頁10行～二頁6行)

(一・10) 食事の情景については野坂本(二二七―八頁)にくわしい。ただし食事のあと会議がはじまり堺の党務報告が行なわれたとの記述はあやまり。(一・12～二・1) まず議事日程について協議し、執行委員会の原案どおり第一に近くモスコワで開催予定の第三回コミンテルン拡大執行委員会総会(プレナムと略す)の出席者をきめ、ついで綱領および政党組織問題について討議することに決定。(二・3～4) モスコワへの派遣者を近藤から荒畑に変更した事情説明を堺が行なう。その内容については立川本のとおり。とくに荒畑が指名された理由については本人の陳述がある。「当時党内ニ普選即時獲得論ト早尚論トガ対立シ、例ヘバ私ノ如キハ普選尚早論ヲ唱ヘテ居リマシタ(中略)。兎ニ角左様ナ対立ガアリマスノデ、其批判ヲ受ケテ来ルコトが私ノ『コミンターン』派遣ノ使命デアリマシタ」(荒畑調書、一三頁)。なお徳田もほぼ同一の陳述をしている(徳田調書、七九頁)。

C 議事日程についての討議(二頁7行～八頁8行)

綱領の審議に入るに先立ち、その手順については長い討議があった。ところが、高瀬も野坂もこれについてはまったく言及していない。

(二・7～10) 議事日程の問題で、当日の主要議題が綱領問題と政党すなわち合法無産政党問題であることが、(二・1)の記述とともに明確となる。すなわち信夫清三郎『大正デモクラシー史』(九八二～五頁)が主張し、高瀬本(一二七頁)が追隨するところの、政党問題は綱領審議の一部であるとの説は成立しない。内面的に連関していることに事実だが、形式的には別問題として提起され、事実、後述するように、別問題として処理されたのである。

(二・11～三・2) 執行委員の経過報告、これを佐野が行ったとみる立川本にあやまり。これはGS 堺でなくてはならぬ(三・3)をみよ。この報告で綱領審議の眼目が早くも示されている。来たるべき革命の性格を第一革命 ブルジョワ革命とみるか、第二革命 プロレタリア革命とみるか、これが争点である。そのためにはまず二二テーゼの第二段からはじめ、第三・四段に及ぶべきことが提案されたのである。

モスコワから持帰られた二二テーゼは英語で書かれていた可能性が強い。これが邦訳されたときⅠⅡⅢⅣの四段にわかれていたことは、堺の第二回調書(六月八日)における、「其ノ草案ト云フノハ之レテハナイカ。此時大正十二年押第七七四号の二二三示ス。之テス。之ヲ見テ思ヒ出シマシタ。成程ⅠⅡⅢⅣトナツテ居リマス」の記述で知れる。ところが今日知られている限りの草案の英・独・露版にも、各種の邦訳にも、このような番号を付したものは見当らない。この「押第七七四号の二二三」そのもの、あるいはその写しが入手できれば一目瞭然となろうが、あるいは今日知られている邦訳とは異質なものの、すなわち、二二テーゼの骨子を要約したものである可能性もある。なぜならば今日みることのできる二二テーゼは、各国語版とも一〇前後のバラグラフに別れているからである。

しかし、二二テーゼそのものを四段に分けることは困難ではない。まず想起すべきは、現在流布している二二テーゼには冒頭の部分が略されているということである。前記村田陽一「コミンテルン文献覚え書」が明記しているように各国共産党の綱領は「一般綱領」(世界綱領)と各国独自の事情に適合すべき「過渡的綱領」の二つの部分より構成されるべきことが

コミンテルン第四回大会で決定しており、実際に一九二三年六月のプレナムに提出された二二テーゼの「序論的部分」はブハーリンの起草した一般綱領草案とだいたい一致していたのである。石神井会議で問題になった二二テーゼにはこの「序論的部分」——その内容は今日まで知られていない——が当然ふくまれていたとみるべきではなからうか。審議を第一段抜きに第二段から始めるべく提案され、かつ実行されるのは、このためである。第二段は国家権力と階級関係。現在の日本共産党の公認訳では「現政府にたいする反対派となっている」まで。第三段は革命の性格と当面の戦術。第四段は「当面の要求」二二項目以降と推定される（論理的には、第三段には「当面の要求」を含まねばならぬが、それよりあとを第四段とすると、七・八頁の議事内容と結びつかない）。

（三・3～5）立川の説明はあやまり。発言者は堺とは考えられない。GS自身がGSに補足するはずがない。ただし「GSに」が「GSが」の誤記ならば堺となる。「四月の倍大委員会に附して決定」とはどこにも書いてないし、二、三カ月後に四月となるはずもない。（三・8～12）の高津発言の趣旨は立川本でよい。ただし、留意すべきは「即決」の意味である。これは二二テーゼの可否を即決するの意味ではない。二二テーゼをそのまま受入れることを即決せよの意味である。したがって「即決反対」とは二二テーゼをそのまま鵜呑みにはできないとの主張をいう。

（三・13～四・3）発言者は不明。大要は出来ればこの大会で綱領を決した方がよいが、綱領の起草ができていないし、ほかの理由もあり、執行委員の説明について議論するのはよいが、綱領決定は延期せよ。ここで「大会」という言葉が使われていることに注意されたい。この会議の性格が「臨時中心代表委員会」臨時大会であることは犬丸論文の論証済みであるが、会議出席者もそのつもりであったことがわかる。綱領起草問題については後述。結局ともかく即決の可否をめぐり討議することになった。

（四・5～6）発言者不明。細胞に渡ったのは綱領とそれについてのインストラクション（指令）か、それともインスト

ラクシヨンのみか不明。今日の常識をもってすれば、当然綱領審議に先立って細胞に綱領草案が渡されるべきだが、秘密保持の上からいって、これが実行されたか疑わしい。現存のあらゆる回想録をみても、二二テーゼの全文を会議に先立って読んだという証言は皆無である。(四・7～10) 堺は、コミンテルン綱領を決すべき第五回大会が明年に延ばされたが(結局決定は一九二八年となった)、それに先立ち綱領問題(世界綱領・各国別綱領とも)四月に予定されているプレナムに付議されることになった、と答える。

(四・11)は田所発言かどうか不明。後述のように田所は即決反対派であるから。(四・12)「起草委員の出来なかった理由」とは綱領起草委員が設けられたにもかかわらず結局起草が行なわれなかった理由の意。起草委員が設けられたこと自体、当時の共産党がコミンテルンから与えられた草案を鵜呑にせず、文字どおり独自の綱領を起草しないまでも、二二テーゼの採否を自主的にきめるつもりであったことがわかる。起草委員設置の時点は不明だが、野坂本(一九七頁)の語るように二月四日の市川大会直後のことであろう。委員は吉川調書(第六回)によれば堺幹事長の指名により、佐野・野坂・渡辺(満)・杉浦・荒畑・高津の六人であったという。片岡本は渡辺を除外している(五一頁)。

(五・1～3) 田所の質問に対し起草委員長の佐野が答えたが、その内容は立川本のようにも読みとれる。しかし文章を「日本の事情を好く認識して居ない」で切ることにより、二二テーゼの起草者が事情を認識していない、とも読める。ともかく、起草委員会で何らかの討論がなされたことは確実である。野坂本(二三〇頁)には「わたしの記憶では、この委員会是一次度も開かれないうちに、臨時党大会を迎えることになった」とあり、井之口政雄『日本プロレタリアートの歩んだ道』(一九五七年、一の一一)にも同様の記述があるが、吉川調書(第六回)は、「議論力岐カレテ決ヲ取ツタ時ニ三人宛トナツタカラ佐野ヲ除イテ五人ニシ夫レヲ決スル事ニシタノタカ夫レテモ尚ホ議論力出テ纏マラナカツタト云フ事ヲ聞キマシタ」とさえ陳述している。おそらく意見の対立は、石神井会議同様、国家権力および革命の性格の規定をめぐるおこったもので

あろう。このような状況にあるにもかかわらず、三月一五日という時点で臨時大会を開かねばならなかったのは、四月に予定されているプレナムに間に合わせて、何らかの結論を出さねばならなかったからである。4行目は意味不明。

(五・5～8) 田所の高津発言(三・8～12)に対する反論。別にプレナムに間に合わせなくてもよいというのである。「運動前途に於ては血派であることと思ふ」の意味不明。「血派」は「立派」あるいは「両派」の誤記か。これに対し二人の即決賛成者、浦田武雄をふくむ三人の反対者の討論あり。(六・3)「根底なるべきもの」とは革命の性格か。(六・7)「それに懸」とは荒畑出発までにの意か。(六・10～14)最後に近藤と高津の即決否・賛の両論あり。近藤発言は、ここでは大要をきめ、委員会をつくって荒畑出発までに成案をつくれ、の意か。(六・12)の(結)は次行の「構」の上に入るべきものである。(七・2)結局即決論が勝利。すなわちここで二二テーゼ受入れを原則的に確定したのである。したがって以下の討議は問題点だけに限定されることになる。文章の修正は委員(従来の綱領起草委員か)付託に決定。

(七・4)これより二二テーゼの討議に入ろうとしたが、動議が出てこれが通過し「ブ氏の草案」を示して貰うこととなった。これは翻訳前の原文であろう。(三・1)の堺の報告中テーゼの討議順序がすでに論じられているところを見ると、当然その時点においては、テーゼの邦訳が各人に配付されていた——少くとも回覧されていたとみなければならない。ブ氏とはブハーリン。二二テーゼをブハーリン・テーゼと呼ぶこと久しい。二二テーゼはブハーリンが作成したとするのは俗説で、彼をも一員とする「日本の綱領作成のための特別委員会」が起草したものだと前掲村田陽一「コミンテルン文献覚え書」(3)の所説は形式的には正当であろう。しかし一九二三年はじめの日共党内でこれが「ブ氏草案」と呼ばれていたことは、少くとも日本ではブハーリンが起草した、ないしはブハーリン主導のもとに起草されたと信じられていたことを示すものであり、この呼称をつたえたのがモスクワ帰りの高瀬や川内である可能性がつよいことを考慮すれば、俗説は案外真実をいいあてているかも知れない。すなわち形式的には集団作業の産物であっても、中心人物はブハーリンであったのではなか

ろうか。

(七・6)「草案」は前行同様に原文でなくては意味不通。それにしても「他の委員が持つて来る筈」とは無責任である。「草案の説明」の内容は不明。おそらく簡単に大要を説明したのであろう。ここで一応の朗読が行なわれたとも考えられる。(七・7)翻訳上の疑点についての質問であろう。この件はあとまわしとなつたらしい(七・10)。(七・12)審議の順序について、すなわち第二段に第四段をふくめて討議するかどうか問題が提起されたもののごとくである。(八・3)十分間休憩をしてこの間執行委員の間で相談した結果、第二段から始めることとなつたが、(八・4)「第四段に關することにある」との意味不明。第四段をふくめて討論するとも、また第四段に關係するが、ここではまず第二段を討議するとも、とれる。前述のように第二段は「国家権力と階級關係、第四段は黨と労働者階級との關係と比定すると、第二段と第四段とは結びつかない。とすれば第四段とは「当面の要求」部分以降をふくめてみるとみるべきであらう。第三段は革命の性格ぬきに「当面の要求」を議するのは奇妙だが、第三段では第一革命か第二革命かをめぐつて対立がおこるのは必定であるから、これを後廻しにするつもりであつたかも知れない。あるいはここで執行部が協議したのは、天皇制の取扱いであつた可能性もある。すなわち、この會議では高瀬や野坂が語るように、天皇制問題の取扱い方について論議が交されたが、高瀬の判断で、その論議を議事録に記載することは避けた。その論議がこの部分で早くも行なわれた可能性がある(この問題については後述)。(八・7)「分担か全体か」も意味不明。「全体」とは草案全体を一度に説明するということと解することはできぬ。「全体」と決したあと行なわれた説明は第二段にとどまっているから。第二段全体を一度に説明するか、こまかく区分けして説明するかの意か。あるいは起草委員が分担して説明するか一人で説明するかの意味にもとれる。後者とすれば次の8行目の意味は、一人が全体を説明することに決し、その人選は界幹事長が指名、となる。

D 二二テーゼ第二段の説明と討議(八頁9行―一三頁2行)

(八・九～一〇・五) 草案第二段の説明である。説明者は不明。立川はこれを堺としているが無根拠。起草委員長佐野の可能性がもっとも濃い。説明内容も普選大害論を主張していた(松尾『大正デモクラシー』二六一頁)彼にふさわしい。高瀬および野坂は佐野学が草案を一節ずつ朗読して討論したと記しているが、議事録には草案朗読の形跡はない。佐野が行ったのは説明であり、草案は出席者の手許に配付されていたから朗読の必要はなしとみたのであろう。佐野の「説明」が「草案朗読」でなかったことは、内容を一見すればたとえ不完全な立川本に拠ろうとも、すぐわかることである。佐野の説明は、二二テーゼのこの部分の内容と完全にくいちがっている。まったく自己流の説明である。テーゼでは階級諸関係や国家権力における封建的要素の残存と、自由主義ブルジョワジー以下の広汎な反政府派の存在を強調している。ところが佐野の説明は封建的要素の残存には言及しているものの、農民をRⅡ革命の際の邪魔ものと扱い、とくに「普通選挙が来れば非常に如く様である」(一〇・1～2)と、普選後における農民の反動化を強調している。この趣旨は先述の「普選大害論」における、普選は「農民運動を大右傾せしむ」の主張とまったく一致する。小ブルジョワジーに対する不信、水平社運動重視、軍国主義の強調も二二テーゼにはみあたらない点である。こうしてみると審議の対象となっているのが二二テーゼか、それとも佐野ら起草委員の手になる独自の草案か疑わしくなるくらいである。

(一〇・6)「質問(打切)」はおそらくここで質問が出たが内容を記載しなかったことを示すのであろう。あるいはここで天皇制論議が出たのかも知れない。(一〇・7)「討議」は一見以下の記述が討議の内容であることを示すもののようである。しかし次行からの記述は将来の諸階級の状況変化についての見通しであり、これを討議の内容とみるのは無理である。おそらくこれは、先の「質問」と同じく、ここで討議が行なわれたことを示すものであって、内容を略したものと思われる。(一三・1～2)質問・討議も同様と解される。上田は上田茂樹だが、坂井は不明。出席者二三名中議事録で発言者として確認されていないのは仲宗根源和・辻井民之助・高野武二の三名である。坂井はこのうちの一人と考えられるが、もっ

とも可能性が濃いのは、論客であり、また坂井と字面も近い辻井である。

(一〇・8～一二・10) はやはり佐野学の説明と考えられる。この部分はテーゼの第二段に対する説明の補足とも第三段の説明の前提とも考えられる。冒頭から一一頁4行までは独占ブルジョワジーによる権力の掌握、資本主義の危機の到来、ソビエト権力の樹立の見通しである。佐野は第二革命を想定しているのである。以後はブル・プロ両陣営への諸階級の分極化が強調されている。地主のブルジョワ化、小ブル層の両極分解の見通し、農民層の保守性に対する憂慮が語られる。水平運動重視は、かつて「特殊部落民解放論」(『解放』一九二二年一〇月号)を書いて水平社創立への口火を切った佐野にふさわしい。(一二・2)の「そかいあり」は意味不明。(一二・6～10)軍国主義の箇所では軍部が資本家のカイライ化するとの説は、佐野が天皇制の相対的独自性を軽視するプロレタリア一段革命論者であることを如実に示している。9行目の「中尉位迄はいい」とは、下級将校以下は革命の味方にひきつけうるの意か。(一二・11)この説明に対し市川義雄より要約すればどうなるかとの質問あり、佐野が日本の国家権力は本質的にはブルジョワ権力であり、目下は未完成だがやがて完成の暁にはソビエト権力により打倒されるだろうとの見通しをくりかえした。

E 革命の性格論議(一三頁3行～二六頁10行)

(一三・3～一四・8)本格的に第三段の説明に入る。当面の革命の性格を第一革命＝ブルジョワ民主主義革命(二段革命)とするか、第二革命＝プロレタリア社会主義革命(一段革命)とみるかが論点である。一三頁3～11行の間は立川本の解釈で良い。ところが以降は立川はまったく奇妙な読み方をしている。「小ブルと無産階級との双方が無気力」云々は一五頁12行目に対応する。すなわち立川本は一三頁12行～一五頁11行まで約二頁飛ばしているのである。

一三頁12・13行の小ブル中心・議会が道具とは佐野の頭にある第一革命の要件であろう。佐野はプロレタリア勢力の進出の前には議会中心のブル民革命の余裕がないし、また他の勢力すなわち封建的勢力が議会を通してのブル民革命によってす

ぐ打倒されるとは思わぬとの理由で、第一革命説を否定する。一三頁10行の「出来得る」は「出来得ず」でないと意味不通。

(一四・9) 討議は佐野をふくめて数人によって行なわれたと解される。(1)(一四・10～12) 武山は武藤山治。彼の率いる実業同志会は結党過程にあり、四月二三日に成立した。「高く売を造って」は意味不明。売は党の誤記か。この発言者は武藤らが政権を握った場合これをブル民革命とみなす。(2)(一四・13) これに対し佐野が反論。佐野の発言はこの一行だけとも、(一五・3) までとも、または(一五・8) までともとれる。(一五・3) 永井とは永井柳太郎か。政党政治が実現しても革命とはいえぬ。(一五・6～8) ただし指導の如何ではブル民革命もありうるという不確定戦略論か。(3)(一五・9～一六・1)。二段革命論。「第一を行い得ないと思ふ。」のあとに、「しかし」が入るところであろう。(一五・12) 「双方」とはブル・プロ双方か。「日本特有の状態」とは天皇制が双方をあやつるようなボナパルティズム体制か。

(一六・2) 「臨時雇書記(朱書シアリ)」とは書記の交代を示す。これまで梅田こと高瀬清が書記をつとめていたのが、仲宗根に代った。そのことは前掲二通の「筆迹鑑定書」が証言している。すなわち「議事録中第一頁ノ議事トアルヨリ食事マテノ文字ト赤インキニテ臨時雇書記ト附記シアル以下二頁ノ文字ハ同一ノ筆迹」で、しかもこれは仲宗根の筆であることが鑑定されている。本文書が原本を厳密にコピーしたという証拠はないので、ここにいう「以下二頁」がどこまでを指すかわからない。私見では一八頁1行あるいは6行までと解する。第一の理由はそれまで発言者の名前が発言の冒頭に記されているが、一八頁8行からは末尾に() 内に記されているからである。第二の理由は、書記の交代は常識的に考えて発言者の代ったときに行なわれるからである。(浦) が末尾に記されている以上、一八頁7・8行の浦田の発言内容を高瀬が記録したとみるのが自然であろう。問題は2～6行であるが、これは高瀬・仲宗根、どちらともとれる。高瀬が書記を一時交代したのは、自分も発言しなかったからと解される。

(一六・3～8) 「梅」とある以上高瀬発言に間違いはない。立川本は田所としているがこれは誤り。高瀬は小ブル指導の

ブルジョワ民主主義革命を想定。(9～12) 田所発言。「(続き)」の意味不明、軍隊の革命化・プロ革命を想定しているところからみても、また「梅」の記号からしても前段を田所発言とみることは不可能。何らかの理由で田所の発言のはじめの部分が記録されず、途中からの部分のみが記録されたことを示すのであろうか。(一七・1～8) はプロ革命論者の佐野学。立川本を参照されたい。ファシストの政権奪取をブル革命とする見方は特徴的、一五頁5行の「反動革」に照応。また「それは我々の腕次第」は一五頁7・8行の「指導者によって第一、第二が決せられる」に照応する。(一七・9～一八・1) は二段革命説の浦田武雄。立川本参照。ただし「第一を行ふ者は佐野君の説に同意見だ」とは「佐野君の説のとおり」であろう。(一八・2～6) は一人の発言か二人の発言か不明。いづれにせよプロ革命説。「その内容」とは第一革命の内容。プロレタリアート指導のブルジョワ民主主義革命が論者には理解されていない。4行目は、ヨーロッパ先進国ではまずブルジョワジーが階級意識をもち、プロレタリア側ではまず社会民主主義が大衆をとらえ、ついで共産主義が入ってきたが、日本ではプロレタリアを社会民主主義がとらえる先に共産主義がとらえた。だから案外日本の労働者は少数ながら一気にブル民革命をとびこえてプロ革命に突入するかも知れぬ、の意か。これに対し(一八・7～8) 浦田は再び二段革命を強調。「第一の階級」とは「第一革命の段階」の意。

(一八・9～一九・5) は杉浦啓一。二段革命支持。彼の特徴は第一革命をブルジョワジーが権力を握るものと解せず、ロシアの二月革命やドイツ革命のごとき軍隊をにぎる「社会民主主義者」による政権奪取と考え、議会による「革命」を否定し、社民との協力を唱えたところにある。(一九・3～4) 「吾々に」は「吾々の第二革命は」の意であらう。(一九・6～13) 高津は小ブルをひきつけての第一革命を想定。彼は小ブルの勢力を重視、これが反動団体と結びつきファシヨの方向に引き寄せられることを警戒。「第二は知識……原則を見ることは出来る」は不明。ブハ君とはもとよりブハーリン。二テーゼを明確に支持。(二〇・1～2) 杉浦が反動団体に対抗するためにも社民勢力を増す必要あることを強調。(二〇・

3／5）意味も発言者も不明。坂井∥辻井は二段革命説（6／9）。「国際発展の経路」とは革命の国際的経験すなわちロシアの先例の意か。第一から第二への急速な転化を否定。次の発言（10／13）も同様。「第一をブルの中心」云々は、第一革命はブル民要求が中心であるとしてもプロは積極的に独自のコースを推進せねばならぬ、の意か。西雅雄（二〇・13／二一・4）は杉浦同様社民革命重視。第一革命から第二革命へのコースを必然と考え、第一革命をめざしたとしてもプロレタリア階級意識が社民化するおそれなし、と主張。

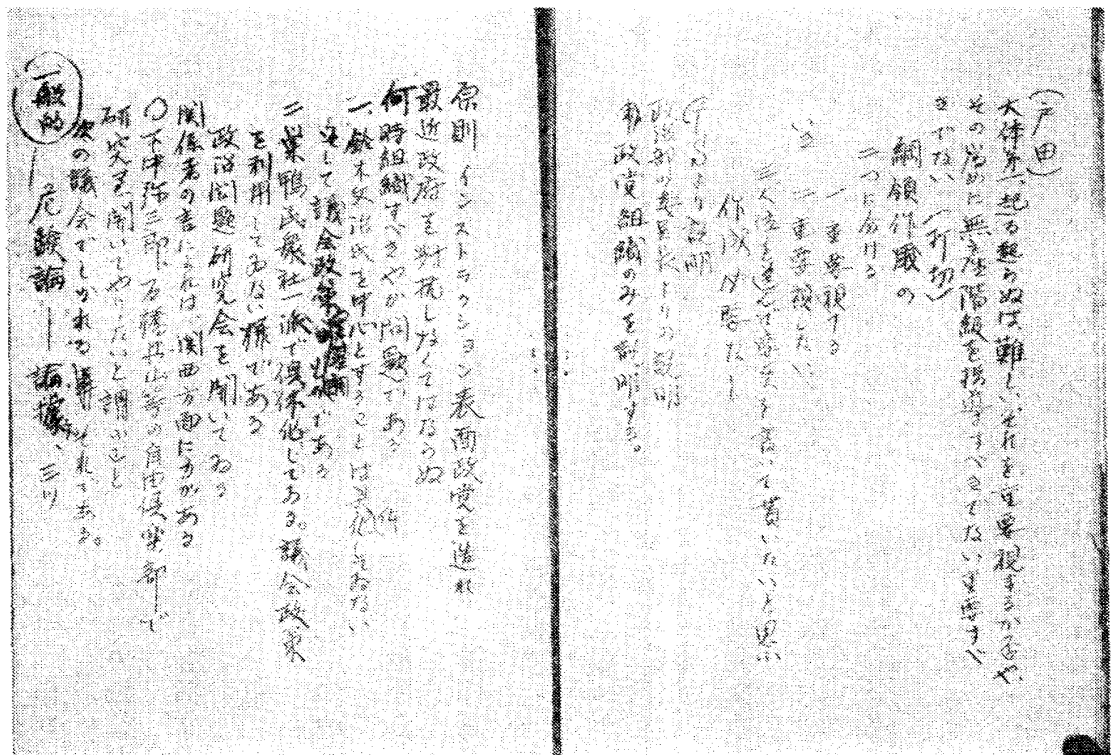
（二一・5／8）伊井∥近藤栄蔵、武藤山治らの運動をブル革命運動とみない。不確定戦略説。革命の性格は政治指導によりどうにでもなるから、共産党は第二革命をめざしての政策をかかげて、他勢力と対せよ、という。渡辺満三（10／15）は第一革命から第二革命への移行を必然とはみない。イタリアのファシズムの登場の如き反革命権力の出現を警戒。第二革命の立場の堅持の必要を説く。立川はこれを渡辺政之輔の発言というが、それならば渡辺政と表記しているはず。山本懸蔵（二二・1／6）の発言は自分でも「意見が纏つてゐない」とみとめているごとく、全体として意味不明。ただ第二革命をめざしていることだけはわかる。この点野坂本には「山本懸蔵が『二段階』論に反対して、つよく社会主義革命を主張したことが記憶に残っている」（二三五頁）とある。小岩井浄（二一・7／二三・10）は渡辺満三に近い一段革命論。ファシズムの反革命を防ぐためにも、仮に第一革命が発生するにしてもすぐ第二革命に転化さすべきである。大意は立川本のとおり。綱領に第一革命を想定することに反対。吉川守邦（12／13）はいかにも明治社会主義者らしく、素朴な一段革命論。理論的に考えるのが邪魔くさいのである。

（二四・1／6）有川とは川内唯彦のことであることは堺真柄の調書（一九二二年一月二〇日付）に出て来る。「無気力」とは自由主義ブルのことをいう。「普選の場合はその方に」は議会ないしは自由主義ブルの方への意であろう。（二四・7／14）野坂参三も二段革命説。野坂本は「自分の理解にもとづいて『二段階革命』論を主張したが、みんなを説得し切

れるような水準にはなかった」という(二三五頁)。この議事録でみるかぎり意味不明の箇所が多い。第一革命の時期が近いという主張と、「五十年よりは近い」の言葉とは矛盾する。「資本主義は急激である」云々は、資本主義の発達は急激であるから、鉄工、重工業労働者は戦闘的、政治対立も戦闘的となる。自由主義ブルジョワジーは封建勢力に対してプロレタリア勢力を利用せんとする、の意か。「ロシアの状態としてはドイツであらう」も不明。(二四・15～17) 荒畑寒村の発言もよくわからぬ。

(二五・1～二六・4) 戸田、猪俣、津南雄しか発言者がわからぬが、このほか六名の発言者があったと推定される。(1)(二五・1～2) 武藤山治ら自由主義ブルによる革命はありうるの説。(2)(3～5)(1)に反対。(3)(6)(1)に賛成。(4)(7)(2)を支持。(5)(8～11) 二段階革命説、早期第二革命に転化。(6)(12～13) 二段階革命をみとめるが、共産党としては第二革命に主力を。猪俣(二六・2～4)は一段革命説。

(二六・4～9) 以上で討論は打ち切りとなる。結論を出すため、第一革命を重要視するかしないかに論点をしぼる。あるいは採決したのかも知れない。8行目の「いき」に意味をもたせれば、重要視しないの説すなわち共産党は二段階革命説を否定し第二革命に向って直進すべしの説が多数を占めたと解される(第6図)。これを裏付けるものは「結局『プロレタリア』革命トノ結論ヲ得」との佐野学調書(一九〇頁)である。国領調書(二六四頁)も「来ルベキ革命ハ、ブルジョワ革命デハナシニプロレタリア革命デアルトイフコトガ決定サレタ」と「聞イタ様ニ記憶シテ居マス」という。高瀬清は志賀義雄との対談で「第二革命論に近い第一革命論がほぼ結論に近い形になりました」と語っている(『日本のこえ』一九七二年一〇月三〇日)。「いき」を軽視すれば次行(9行目)の「三人位で要点を書いて」云々は、第二革命説の要点ではなくて、両派の要点を書くという意となる。10行目には「作成必要なし」とは、まさか綱領作成必要なしの意ではあるまいから、要点筆記作成の必要なしとしか解されない。それでは、第一革命を重視しないの説、つまり二二テーゼの趣旨に反する結論に落



第 6 図

着したのであるうか。それとも完全に結論を保留することになったのであろうか。この辺は何ともいえない。いずれにせよ、この問題についてコミンテルンの真意をたしかめることも、荒畑寒村のモスクワ行きの一つの課題であったと思われる。

F 合法政党問題（二六頁11行～末尾）

綱領論議は一応打切られ、モスクワの指令たる「表面政党を造れ」すなわちのちの労働農民党（解散直前）のごとき、共産党の指令下に動く合法無産政党を造れの問題について討議することになった。（二六・11）GS 堺より、つづいて政治部の委員長 高津正道より説明あり。（二六・13）「政党組織のみを説明する」とあるのは、外にも何か討議すべき問題があったことを推測せしめる。それは普選問題ではなからうか。当時党内には山川均・荒畑寒村・佐野学・渡辺政之輔らの普選運動参加反対論と、徳田球一・猪俣津南雄・鈴木茂三郎・近藤栄蔵・北原龍雄らの普選運動参加賛成論とが対立していた（松尾『大正デモクラシー』二六〇—二六五頁）。このため、徳田球一の陳述によれば「結局審議大会（石神井会議—松尾）ニ於テハ何等政治委員会ノ決定的意見の

報告スル事が出来マセンデシタ」ということになる。

なお当時のコミンテルンにおける合法大衆政党問題については、岩村

登志夫『コミンテルンと日本共産党の成立』（三一書房、一九七七年）八二―八五頁をみられたい。

（二七・４～１２）高津は合法無産政党政胎動の現状を説明する。鈴木文治云々は、総同盟会長鈴木文治が一九二三年一月三日付の『国民新聞』で「直接行動より政治行動へ」と題して、「労働党成立の可能性」を力説したことをふまえている。これについては山川均「当面の問題としての労働党」（『解放』二月号）をも参照されたい。巢鴨民衆社とは久保芳郎の経営する出版社であり、その一派とは時局研究会を指すと思われる。岡陽之助編『講談日本社会運動史号』（『解放』一九二四年三月号）を引けば次のとおり（一五〇―一五一頁）。

またその頃ボルの一部に於いて無産階級の政治運動を主張する者が現われ十二月十四日（一九二二年―松尾）『時局研究会』なるものを組織した。本部を東京府下池袋に置き、時事問題の研究及び無産政党的準備に着手したのであつた。会員には近藤栄蔵、久保芳郎、北原龍雄、福田秀一、小池宗四郎、本沢兼次、高尾平兵衛等があつた。近藤は久保の経営する民衆社から『プロレタリアの政治運動』（一九二三年一月二五日刊―松尾）という小冊子を発行して、無産階級はもはや無産政党的を樹立して政治運動を起さざるべからずと論じて、後大いに起る所の無産階級政治運動論に祖鞭（マサ）を着けた。けれども、当時未だ時局研究会の運動は一顧だもされなかった。

なおこのグループは『民衆の意志』と題する月刊誌を一九二二年一〇月に創刊したが、その行末は不明。下中弥三郎はいうまでもなく平凡社の創立者、石橋丹山は湛山の誤記。彼らが自由倶楽部という組織をつくっていたことは『下中弥三郎事典』（平凡社、一九七一年）にも、『石橋湛山全集』全一五卷（東洋経済新報社、一九七〇～七二年）にも見当らない。十二行「次の議会にしかれる」とは普選のことであろう。時の加藤友三郎内閣は衆議院議員選挙法調査会を政府部内に設けて検討中であり、院内外の普選運動も一九二三年一・二月には全国的昂揚を示していた。

（二七・１３～二八・７）次いで高津は合法無産政党的に対して予想される三つの反対論を紹介し、それに反駁を加える。組

合運動の勢力が分散される——これに対する反論の意味は不明。政治運動に関係すると労働運動は墮落する——これは個人の問題で運動それ自体とは無関係。右傾化のおそれ——すでにアナルコ・サンジカリズムの洗礼を受けているからその心配無用。またコミンテルンからの牽制もある。(二八・八―二九・四)彼は合法党組織化が革命への近道であることを力説し、かつその組織のためには、労働組合総連合の失敗に鑑み周到な準備の必要あることを強調する。「二〇会」は不明。あるいは「この会」か。構成は山川均の単一無産政党論を思わせるくらい幅広い。労働・農民組合、水平社、婦人運動からさらに朝鮮・台湾の社会運動までをふくみ、人的に言えば賀川豊彦・鈴木文治・下中弥三郎・島中雄三あたりまで、すなわちのちの社会民衆党あたりもふくみ込む。

(二九・五―三一・二)報告をめぐる討論。(二九・六)「時期尚早論はなかったか」は杉浦啓一の発言ととれるが、E C 執行委員の一員たる杉浦がこのような質問をするのはいくらか不自然である。彼を政党問題の報告者に比定することは、彼が労働組合部の専任委員であるため困難である。発言者はともかくとして、この質問に対して執行委員会における意見が紹介された(二九・九)。立川本は三項目しか記さず、時期尚早説や、幾つかの無産政党の試みがある場合、その中にもぐり込み、一つにまとめるために成立をおくらせること、などの見解のあることを省いている。

(三〇・3―8)伊井 近藤栄蔵は民衆社のリーダーとして「議会政策」のためではなく、政治教育機関としての合法政党を主張する。ただしここでいう議会政策とは議会を通しての革命方式の意であり、議会利用までも否定するのではない。近藤は普選運動参加論者である。(三〇・9―三一・2)渡辺政之輔の発言は立川本のとおり。組合幹部と政党幹部とを切り離せの論は注目を要す。

(三一・3)荒畑の動議を立川は採決の動議としているが、これは次行の採決反対動議かも知れない。すなわち合法政党反対者たる荒畑としては、結論を自分の帰国まで延したかったはずである。(三一・5)これに対し採決賛成の動議も出た

が、結局は賛成少数で否決となった。(三一・7(三二・2)そこで荒畑はユング(ユング)大会の誤記か)延長の動議を改めて提出。これに対し政治部の倍大(拡大)委員会——その構成員は政治部委員と他の各部の委員——で決着をつける案が提出され、さらにこれに対する修正案、すなわちこの倍大委員会は執行委員会を中心とすべきだとの案が出された。原案のままだと執行委員中専任委員でないものは採決に加われぬからであろう。12行「孰れを中心としないで」は意味不明だが、ともかく、大会延期案に対し、倍大委員会で採決する案が提出されたことは間違いない。この二案に対し採決が行われた結果大会延期に確定した。

3 史料的价值と綱領の行方

これまで石神井会議の内容を論ずる場合、唯一の手がかりとされて来た立山本は、本資料と対照することによってすこぶる脱落の多いことが判明した。立山は、単に解釈不能の箇所だけではなく、読解可能な箇所も自己の主観で不要と思ったところを省いている。その上発言者をとりちがえている部分もある。

次に「石神井臨時大会に関して最も信頼できる記述」(高瀬本に付された犬丸解題)と評価される高瀬本(一二一—一三五頁)を検討しよう。これの原本は「第一次共産党と天皇制の問題」(『日本のこえ』一九七三年一月二日、一月二九日、二月五日、二月一二日)であるが、高瀬本には省かれている「まえがき」をまず一読されたい。

第一次共産党と天皇制の問題は巷間いろいろに伝えられているが、当時の事情を詳細に知っているものは少ない。私は当時会議の書記として会議の記録をとった。そしてその年の四月にいわゆる曉民共産党事件の欠席判決により入獄した。したがって外界との交渉は全く断たれたまま約一年を過したので、当時の状況は脳裏に深く刻まれ、私の人生にとって忘れんとして忘れることのできない一コマとなっている。この会議について今日まで伝えられるところのものは余りにも勝

手に臆測、推測、わい曲されたものが書き散らされている。私はこの事実を曲げた文書に抗議する意味において、当時の議事録（警視庁押収のもの）の写しなどを改めて参考にし、会議の真相追及を一念としてこの一文を書いた。

これを見ると、誰しもこの高瀬の新文章により石神井会議の真実が明々白々となると思うに相違ない。ところが実際はどうか。まず失望させられるのは「当時の議事録（警視庁押収のもの）の写し」なるものが、立川本にはかならずある。本物の議事録の写しに記載がありながら、立川本に欠けているところは、一行といえども引用されていない。しかも長々と引用されている討議の文章は立川本そのままか、部分的に修飾したものにすぎないことは、両者を照合すれば一目瞭然である。立川本とことなる事実をのべているところは次の諸点だけである。

(1) 綱領審議に先立ち、綱領を本日即決するか否かの討論があった事実を無視している。この会議における重要論点を無視するのは不可解というほかはない。

(2) 草案審査の手順についても言及なく、また草案の段落についての説明もなく、いきなり草案の朗読が行なわれたとして、二二テーゼの冒頭の一節、旧訳（たとえば日本共産党資料委員会編『コミンテルン日本問題に関する方針書・決議集』五月書房、一九五〇年、所収）の「日本共産党は……部分からも生起する」の部分がそのまま転記されている。はたして草案朗読が実際に行なわれたか疑わしいところである。

(3) 朗読がおわったあと佐野が「行動綱領として掲げられている『君主制の廃止』をあわせて討議の対象としたい」と付言したとのべ、この問題を取りあげるかどうかについての堺と猪俣とのやりとりを「座談会」における浦田発言にしたがって紹介し、「天皇のことは今後『おやじ』の呼称で論議を進めることに議長から注意があった。ここで再びコミンテルン草案の要旨の説明が佐野よりあり、これを承認するか否かが、議長よりはかられた。満場異議なく、これを原則的に承認することになった。」と結ぶ。

天皇制の問題がここで論ぜられたことは充分ありうる。議事録でも「第二段」と「第四段」を関連させて討論する動きがみられる（七・八頁）。しかしこの文章では天皇制についての論議の内容がまったく紹介されていない。高瀬本の別の箇所（一四〇・一四八頁）に記述されたほどのことも言及されていないのである。さらに不可解なのは、佐野が再び「草案の要旨の説明」をして異議なく「原則的に承認」のくだりである。草案全体の要旨の説明ということはありえない。草案の部分となるといったいどの部分か、もっとも大切なことが明記されていないのである。常識的に解すれば、朗読されたといわれる冒頭（実は第二段）の部分と「君主制の廃止」のスローガンということになるのか。

(4)天皇制論議のあと「革命の性質についての問題」と「行動綱領に関する問題」についての討議に入ったとして、まず二テーゼの残余の部分が一挙に朗読されたことになっている。テーゼ朗読の事実が疑わしいことは前段同様であるが、一歩ゆずって朗読されたとしても、一度に残余が全部朗読されたとは信じ難い。高瀬は機械的にテーゼの残余の部分を旧訳にしたがって書きうつしただけで、討議の内容については立川本の一一四頁六行目の「一、党綱領に関する件 佐野執行委員 日本は特殊国であつて」云々以下を最後までほとんど丸写しにしたにすぎない。

結局、壮語に近い「まえがき」ともなう高瀬本の内容の実質は、立川本のほとんど全面引用にとどまり、これに付加えたところは、二二テーゼの旧訳の全文と、天皇制廃止問題に関するわずか十九行の叙述——しかも何の新味もない——にすぎないのである。

ただし、本資料は内容的にはとうてい議事録とはいえず、粗雑な「議事メモ」とみた方が正確である。意味不明の部分があまりにも多すぎる。綱領論議の結末さえ明らかでない。これは筆記者の理解力にもかかわる問題である。発言者が誰か不明の箇所も少くない。また高瀬が自認するように天皇制論議が省いてある点もこの資料の価値をそこなう。本来ならば筆者がこれにもとづいて議事録の体裁をととのえて清書し、執行委員会で確認の上保管さるべきものであろう。石神井会議以

後六月検挙まで約八〇日の余裕があった。この間高瀬清の服役という事態があったにせよ、議事録がメモにとどまったということ自体、当時の共産党の組織の弱体ぶりが示されている。

それにもかかわらず、本資料はこれまで明らかでなかった事実関係を幾つか照らし出している。以下箇条書で示せば、

- (1) 党務報告において党勢が明らかとなったこと。これについては注解の部でのべた。

- (2) 議事日程についてずいぶん時間をとっていること。これは主として綱領審議の手順に関するものであるが、最大の争点は二二テーゼを即決するか否かにあった。

- (3) 二二テーゼは今日流布している邦訳とはかなりちがう体裁のものであったこと。明確に四段にわけてあり、しかもその第一段は各国の共産党綱領に共通すべき一般綱領であった可能性が濃い。

- (4) 二二テーゼ起草者はブハーリンだと列席者に信じられていたこと。

- (5) 二二テーゼに対する理解が列席者に不充分であったこと。それに佐野の説明の要旨が草案の基調から外れていることに端的に示されている。

- (6) 革命の性格についてブルジョワ革命かプロレタリア革命かについて論議があったことはすでに知られていたが、その内容がかなり明確となったこと。プロレタリア一段革命論者としては佐野・田所・近藤・渡辺(満三)・山本・猪俣、まずブルジョワ革命に焦点を合わすべしの論者としては高津・高瀬・浦田・辻井・西・川内・野坂が数えられる。しかしこの両派はみかけほど対立しているわけではない。前者といえどもブルジョワ革命の可能性を否定しない。ただ労・農勢力が結束すれば、指導の如何によりこれと対決し、プロレタリア革命を勝利させうるから、ブルジョワ革命に協力せず、目標をあくまでプロレタリア革命に置けと主張する。後者はブルジョワ革命の到来を必然とみているが、この革命に対する労・農勢力の主体的かわり方についての認識が弱い。共産党は農民だけではなく、一切の反政府勢力を最大限に結集し、その指導権を確

保せよという二二テーゼの趣旨は、両者ともに充分理解できていないようである。したがって当面何をなすべきかという具體的な戦術問題には双方ともまったくふれるところがない。小ブル、社会民主主義勢力、あるいはファシズムによるブルジョワ革命の可能性を云々しているが、当時の日本の現実の政治勢力と結びつけて論じているとは受取れない。二二テーゼが当面緊急の課題としてゐる普選運動への参加にしても、これを正面から取上げている言説はまったくみられない。普選が近い将来必然的に施行されることを想定している口ぶり、労・農勢力に有利な普選の獲得のためには積極的に運動に参加する必要があることなどは念頭になかったようにみえる。もとよりこのような観念的論議の展開は、議長あるいは問題提出者の手ぎわのまずさも手伝っている。しかし運動の現実においては、否応なしに共産党は議会制民主主義の問題と取組まざるを得ず、地方では共産主義グループの普選運動参加がみられ、党内では普選をめぐる論議が展開されていた（松尾『大正デモクラシー』二六〇頁以下）。この実績が大会での討論に反映しないところに、一九二五年普選法公布までにいたる労・農勢力の普選問題に対する取組みの弱さが予告されている如くである。

(7) 合法無産政党問題については討議の時間は短かった。普選問題が一緒に討議されたという説が信夫清三郎『大正デモクラシー史』以来あり、高瀬本までがこれにしたがっているが、その事実がないことが明確となった。

しかし、もともと肝要な綱領討議のうちの天皇制論議に関する部分、およびこの問題をふくめての綱領審議の結論がこの議事録では不明のままである。こののこされた問題についての従来の諸説を検討し、私見を提出してみたい。

A 審議未了説

近年まで二二テーゼは石神井会議で審議未了となり、その結果、草案のままで終わったとの説が共産党の公式見解であり、研究者間にもこれにしたがうものが多かった。戦前三・一五、四・一六事件統一公判において被告を代表して「党史」の陳述を行った市川正一の発言内容は、戦後『日本共産党闘争小史』として編集・刊行され、ほとんど共産党の正史として

の扱いを共産党から受けて来た。そこには次のように記されている。

日本共産党の綱領は当時は完成しなかった。当時、コミンテルンの指導的な同志の直接参加によってできた日本共産党綱領草案があり、その審議決定をコミンテルンは日本共産党に指令した。そこで、党はこの日本共産党綱領草案の審議のために一九二三年五月に臨時大会をひらき、無産政党組織の問題とともに、この綱領の審議にあたったのであるが、綱領草案は審議未了のまま大会後にもちこされ、さらに党内の種々の機関によって審議決定されることになっていたが、まもなく六月検挙にあい、ついで九月の震災、その後の反動時代における混乱、つづいて解党——かくてついに草案たるにとどまっている（市川正一著『日本共産党闘争小史』国民文庫、一九五四年、七三頁。この本の原型たる『日本共産党公判闘争代表速記録』（みすず書房『現代史資料』17、二九三頁）を照合したが、口述体を記述体に修正しただけで、内容に変化は認められない）。

一九七二年七月一八日、共産党創立五十周年を記念して『赤旗』号外において発表された『日本共産党の五十年』も市川の陳述を継承し、「この草案の決定は、大会後にもちこされ、綱領委員会ではきつづき審議することになったが、同年六月の第一次検挙のため、綱領草案は審議未了になった」と記している（『前衛』一九七二年八月臨時増刊、七七頁）。

この見解は公安調査庁『日本共産党史（戦前）』（一九六二年、五二頁）、岡本宏『日本社会主義政党論史序説』（法律文化社、一九六八年、一一七頁）、さらには拙著『大正デモクラシー』（岩波書店、一九七四年）により支持されている。

この説は最近までの通説であったが、なお軽視することのできぬ説得力を保持している。市川正一の陳述は、三・一五、四・一六事件被告団を代表する法廷委員の討議を経て行なわれた（徳田球一・志賀義雄『獄中十八年』時事通信社、一九四六年、六一頁、および『日本共産党闘争小史』に付せられた徳田球一の序文）。一〇人の法廷委員のうち佐野学と杉浦啓一は石神井会議の出席者であり、市川正一・鍋山貞親・国領伍一郎・志賀義雄・高橋貞樹・徳田球一は当時の共産党員であっ

た。二二テーゼが草案のままにおわったという事実は、彼らの共通確認事項であったことを銘記する必要がある。通説に修正を試みた増補版『日本共産党の五十年』（後述）とほぼ同時期に公刊された野坂本が、いぜんとしてこの説を支持していることも注目される。この自伝は共産党関係者による類書の中で、事実関係の正確さにおいて卓絶しているが（松尾の書評『歴史評論』一九七一年七月号）、とくに石神井会議の部分については野坂自身が高瀬清と「相互に記憶を交換しあって」書いたものであるということを（高瀬本の犬丸解題、二一六頁）、増補版『日本共産党の五十年』の執筆者は如何に考えるのか。

この説の難点は、一九二三年六月のコミンテルン第三回拡大執行委員会が、二二テーゼを日本では承認ずみのものとして扱った（B説参照）事実を無視していることである。石神井会議で審議未了のものが、何時如何なる事情で承認ずみとみなされるにいったか。A説はこの説明を行っていない。

A説は当然天皇制廃止問題でも審議未了説をとる。野坂本はその場の状況を次のように説明する（二三〇—二三四頁）。討議の最初国家権力規定とくに君主制の問題が取上げられようとしたところ、堺から「君主制の問題はみんながわかっているのだから、取り上げないようにしよう」の提案があった。これに対し猪俣・佐野が反論し、堺はそれ以上やるなら退場するとまでいって討論を打ちろうとしたが、野坂ほか二、三名が続行を主張し大勢はこれを支持した。ところが堺に、今度は他の部屋に怪しい人物がいるからとまた討論の中止を要請したが、調べてみると数人の普通客にすぎなかった。そのとき誰かが機転をきかして「君主制」を「おやじ」といいかえることを提案し「結局『君主制廃止』の問題自体には誰も異存がなかったので、この問題は討論を省略して、満場一致で支持された。」しかしこれをそのまま「当面の行動のスローガン」として掲げることは、弾圧を惹起し、また大衆から党が孤立するとして、堺・佐野・野坂のほか、とくに山本・渡辺満・渡辺政・杉浦の労働者党員が反対した。しかしコミンテルンから与えられたこの重要スローガンを「どのようにして具体的に大衆

の問題にするか」について「議論のほうも百出し」、結局、「どうするかは保留して、討議を先きに進めることになった。」一方高瀬清「秘話・第二の大逆事件」(『自由』一九六二年一〇月号、『日本共産党創立史話』の「V 不発に終わった第二の大逆事件」として収録)は次のように記す。

ブハーリンのテーゼを中心に、国家権力の性格規定の問題から、天皇制廃止の問題について論議がたたかわされた。その原則論には反対する者は一人もなかったが、これを直ちに党の政策としてかかげることは反対論がでた。佐野学氏は当時の日本の特殊事情を強調して、この政策を直ぐかかげることは強く反対した。この意見を支持したものは堺利彦、山本懸蔵、渡辺政之輔、杉浦啓一の諸氏で、高津正道、田所輝明、辻井民之助の諸氏は、原則論と政策との具体的な取り扱いについて意見を述べ、野坂参三、鍋山貞親、市川正一の諸氏はこの問題についてコミンテルンとの関係をどうするかについて意見を述べた。かくて、この論議はなかなかつきなかった。そこで綱領委員会を設けて、問題の処理を一任することになった(一四〇頁)。

堺先生は、この会議の席上で天皇制に関する論議はすべきでないと強硬に主張されたが、その席にあった純理派(猪俣津南雄、佐野学、野坂参三)、少壮派(田所輝明、鍋山貞親)は、この慎重論を斥けて、満場異議なく天皇制廃止の原案を承認したのであった(一四八頁)。

情況描写の点ではともかく、「君主制の廃止」のスローガンは原則としては異議なく可決、ただし現実に公然と掲げるか否かについては審議未了の点では野坂説と一致する。

ところが、審議未了ではなく、スローガンとして掲げることを否定したとの説もある。「近藤栄蔵、佐野学、鍋山貞親、高瀬清氏の教えを乞うことができただけではなく、佐野、鍋山両氏は監修者となることを快諾され、内容の細目に至るまで教示を与えられた」と序文にうたった監修佐野学・鍋山貞親、執筆風間丈吉『モスクウとつながる日本共産党の歴史』上

（天満社）は次のようにいう。

石神井会議で、この問題が議題に上せられようとした時、堺は真つ先きに発言した。「モナーキーの問題は、言わなくとも判つてゐることであるから、ここでは議題として取扱わないことにしたい。若しもこの問題をここで論議したということが露見した場合には徒らに犠牲を多く出すのみである」と。これに対してアメリカからロシアを経て帰国した猪俣議長は、「たとえ如何なることがあろうとも、かかる重大問題を議題に上せないでおくわけにはゆかない」と主張した。結局、議題に上せたところ、理論的に、このスローガンに反対する者は一人も居なかつた。つまり、ブハーリン・テーゼに書かれてあつた「君主制廃止」のスローガンは採用することに決定されたのである。

徳田、佐野の予審調書に、「君主制の問題は結論が出ませんでした」とあるが、それは裁判に対する考慮からで、事實は、結論として「可決」となったのである。併しそれを直ちに党の政策として掲げることがよいか悪いかということになつて、（実は共産党にとっては実行の指標として論ずべきなのであるから、一般論としては正しいが、具体論としては不可、という問題の取扱い方自体が少々変である）初めて、「掲げるべきではない」ということに決つたのである。当面の政策として掲げるべきでない、ということとは、行動綱領として与えられた項目の實質的否定である（一〇三―四頁）。

最後に附け加えておくべきことは、この君主制問題が一般大衆には勿論のこと黨員の間に否、会議出席者でさえも「審議されなかつた」ことになつてゐたことである。これは正に奇妙ではあるが、歴史的事実として指摘しておかねばならない（一〇七頁）。

この話は会議出席者たる佐野・高瀬と、当時の共産黨員で、会議にこそ出席はしなかつたが市川大会に出席するなど党中央と関係の深かつた鍋山貞親の三人から聞いたところをまとめたものと推測されるが、当の鍋山は次のように書いている。

席上、佐野学氏がこれに反対を唱えた。共産主義の立場にある以上、原理的に反対なのではない。綱領としてかかげる

ことに反対したのである。それは、労働者党員の間に関鳴を呼び起した。そこに素朴な形ながら、戦略に関する異つた一つの方向が、端初的に示されていたといえる。山本懸蔵、渡辺政之輔、杉浦啓一などは、大会後にもしば／＼この問題にふれ、党の綱領にかゝげることの不可を主張していた。けつきよく、大会での結論は、きわめてあやふやな形でつけられることになった。つまり、コミンテルンへはブハーリン草案をそのまま採択したように報告し、国内では、たとえ極秘の党内文書にも、その問題は全然言及しないという妙な恰好になつてしまつたのである（『私は共産党をすてた』大東出版社、一九四九年、六二頁）。

労働者党員が君主制廃止を機械的にスローガンに掲げることに関反対であつたとの証言は、前記野坂の記述と一致する。最後の始末のつけ方は重要な問題であるがこれは後で論ずることにしたい。

君主制の廃止の一項が、はたして鍋山らのいうようにスローガンとして掲げることには反対に決したか疑わしいが、会議の列席者が一議に及ばず二二テーゼを受入れたのではないこと、すなわち石神井会議においては少くとも審議未了の箇所をのこしたことは、ほとんど確実と思われる。

B 完全採択説

A説と完全に対立するのが、石神井会議では二二テーゼが採択されたという岩村登志夫の説である。『コミンテルンと日本共産党の成立』（一七五頁）は「一九二三年三月一日の日本共産党第一回協議会で、この綱領草案が採択され、『天皇制の問題は討議しない、みんなが暗黙のうちに了解することにした』うえで、合法政党的結成も決定され」と記す。

この説の論拠とするのは次の四点である。(1)「この臨時大会では、コミンテルンに提出して承認を得べき綱領草案、運動方針などが決定された」とする『寒村自伝』下巻（岩波文庫版、一九七五年、五二頁）の記述。(2)座談会『『暁民共産党』と第一次共産党』（同志社大学人文科学研究所編『近藤栄蔵自伝』ひえい書房、一九七〇年所収、出席者は太田雅夫・高津正

道・浦田武雄・高瀬清。催されたのは一九七〇年一月二七日）。

太田 けっきょく綱領はきまらなかったのですか。

浦田 いや、きまったのです。「英国共産党綱領」ということにして、その研究会だとかたちできめたんです。天皇制の問題は討議しない、みんなが暗黙のうちに了解するということにした。

高瀬 討議するもしないもない、あたりまえのことだというふうだった。

太田 「英国共産党綱領」などというのは誰が考えたのですか。

高瀬 山川さん。貴族制とでもいうことにしておかなければ、たいへんなことになるというのでね、まるで子供みたいなやりかただった。

（中略）

太田 そうすると、いままでいわれていたように綱領の問題や合法無産政党をつくることがきまらなかったというのはまちがっていることになりますね。

高瀬 そうです、みんなきまったんです。ただしね、官憲をごまかすということが強かったから、なんでもかんでも否定してしまっただけだ（下略）。

(3) コミンテルン第三回拡大執行委員会総会の記録。岩村の前掲書（一〇三頁）はいう。

一九二三年六月のコミンテルン第三回拡大執行委員会総会は、三月の日本共産党第一回全国協議会による綱領草案採択が荒畑から報告され、草案自体の確定がブハーリン報告に示唆されるが、その後の修正がなかったという保証はない。

(4) は一種の状況証拠ともいべきもので、当時の共産党は二二テーゼを受容すべき素地が充分にあったというのである。

「問題は、天皇制廃止 abolition of the monarchy が綱領草案に含まれ、これが採択されたかどうかではなく、『綱領に過渡

的要求を含めることに目見主義を見出す傾向』が、いかに克服されようとしたかにあった。ゆえに『綱領草案は日本の党の指導的文書とならなかった』かどうか、そのような観点から吟味されるべきであろう」と自ら設問した岩村は、「日本共産党は、一九二二年秋すでに合法政党構想の討議を起し、いわゆる綱領草案についても、その天皇制廃止のとり扱いも含めて、その構想の具体的展開にこれを巧みにとりいれる能力を示したのである。荒畑や山川に代表されるサンジカリズム的残滓は、国際共産主義運動に学びながら、猪俣や鈴木によって急速に克服されつつあった」と答える（一七六頁）。

コミンテルンと日本共産党の動向を常に照合するという岩村の方法は斬新で、その論述には傾聴すべきものが多い。(3)は岩村によってはじめて指摘された重要な事実であり、筆者が岩村にさらにその論拠をたしかめたところ、次の教示を得た。

荒畑寒村が綱領採択について総会で報告したということは、議事録には記されていない。『寒村自伝』にあるように彼は日本より綱領草案を持参したとすれば当然総会では報告されたものと推定した。ブハーリン報告の該当部分は次のとおり。「この本会議では日本の綱領草案についてはなお決定することはできない。なぜならば、この綱領草案は一般的部分をふくんでおり、もしこの部分を採択するならば、他党の綱領の一般的部分についても、我々は拘束されることになるからである。私はそれ故に採択を次の本会議に委ねた」(Protokoll der Konferenz der Erweiterten Exekutive der KI, Moskau 12-23. Juni 1923, Hamburg 1923, S. 250. 訳文については村田陽一「コミンテルン文献覚え書」(3)『歴史学研究』四〇六号、四九頁をも参照されたい)。つまり、この総会で二二テーゼが採択されなかったのは、各党綱領の冒頭に記すべきコミンテルンの一般綱領がまだできていなかったためで、この事情は、二二テーゼの他の部分は確定していたことを逆に示すものと考えられる。

村田陽一も前記論文において「日本の党綱領部分に正規の機関による決定案であり、それが総会の討議にかけられなかったのは、一般的部分が未解決であったことが知られる」と記している。ただし村田は石神井会議については言及していな

い。

プレナムにおいて二二テーゼが冒頭の一般部分を除いては確定案として取扱われたという事実は、従来まったく知られていなかったことだけに重要である。(4)の観点も従来しばしば見受けられた、日本共産党は二二テーゼを受容する能力がなかったという見解に対する有力な批判である。ただし(3)(4)ともそのまま承認するとしても、石神井会議で二二テーゼを採択したことの直接証拠にはならぬところが岩村説の弱点である。

一方直接証拠としての(2)『寒村自伝』は前記の引用文以外石神井会議の内容については言及していない。荒畑調書(一一―一三頁)をみても石神井会議ではモスクワに派遣されることになり、その使命は普選論についての批判を受けてくることであつたとのみ陳述している。その上「其(第一次共産党―松尾)綱領ノ如キモ極メテ簡單ナ公式ヲ採用セルニ過ギザル暫定的ノモノデ、私ノ知ツテ居ル限りデハ第一次共産党ハ逆ニ正式ノ綱領ヲ持タナカツタノデス」と断言している。

(3)はさらに疑わしい証言である。綱領も無産政党もすなりとすべてきまつたというのは、議事録はもとよりまた高瀬自らの前記(A)説の記述とも矛盾する。そもそも高瀬の回想録の信憑性に問題のあることは、かつて「忘れられた革命家 高尾平兵衛」(『思想』一九七二年七月号)で言及したことがあるが、この綱領問題でも証言が随所で変化するのである。このあとの志賀義雄との対談「日本共産党創立のころ 高瀬清氏に聞く」(中)(『日本のこえ』一九七二年一〇月三〇日)では、綱領全体承認説は言及されず、「天皇制は真正面にすえて論じられ……そして天皇制廃止ということになった」となり、最後の「第一次共産党と天皇制の問題」(同上、一九七三年一月二三日―二月一二日、高瀬本所収)では、二二テーゼの当初の権力規定の部分と行動綱領中の「君主制廃止」とについて「原則的に承認することになった」と記し、綱領の他の部分、および合法政党問題については、立川本にしたがって審議未了説をとるにいたっている。要するに高瀬の四証言で共通するのは、わずかに石神井会議では「君主制廃止」が原則的に承認されたという一点にすぎない。

浦田証言にもうたがわしいところがある。「浦田武雄氏、志賀氏と対談」(中)『日本のこえ』一九七二年八月一四日)では、天皇制廃止が「あらためて論ずるまでもないということになった」とあるだけで結末は語られていないし、綱領全体の採否にも言及がない。座談会および対談で共通するのは、石神井会議が英国共産党綱領の研究会という名目であったとの主張だが、この点は、あるいは、この座談会ですぐあとの話題として出て来る「石神井の会合は英国共産党綱領の研究会であった」(浦田)ことにして口裏をあわせようという、六月五日検挙に先立つ「緊急執行委員会」の申し合わせ事項との混同があるのかも知れない。しかし、石神井会議議事録はもとより、この事件に関する堺・吉川・猪俣の予審調書にも、また三・一五、四・一六関係者の予審調書にも、さらには諸家の回想録にも二二テーゼを「英国共産党綱領」と呼んだという話はどこにも出て来ない。おそらくこれは、規約を「英国共産党暫定党規」と名づけたことと混同したものであろう。あるいは、すでに日本共産党準備会がつくった綱領を「英国共産党綱領」と呼んだことは事実かも知れない(「座談会」の高瀬発言、四七八頁)が、二二テーゼをもそのように呼んだという証拠はどこにもない。いずれにしても石神井会議で綱領も合法政党問題もすべて決定したというB説はA説にくらべ直接的な証拠に乏しいといわねばならない。

C 一部承認説

犬丸義一「日本共産党の成立をめぐる」(『現代と思想』12、一九七三年)は、二二テーゼ中の一部、具体的には「当面の要求」二二項目が「是認・決定」されたと主張する。その論拠とする徳田球一の予審調書とともに紹介しておく。

「此『ブハーリン』ノ綱領草案ハ遂ニ正式ニ採用スルニハ至リマセンデシタガ、既ニ極東民族大会ノ時ニ指示サレタ闘争題目モアツタノデ、大体ニ於テ此ノ綱領ヲ是認シ、先ヅデモクラシー徹底ノ為メニ普通選挙運動及一般労農大衆ノ政治行動ニ対シテ党ノ政策ヲ決定スル必要ニ迫ラレタノデアリマス」(「予審問調書」前掲『現代史資料』20、七八ページ、傍点犬丸)。

「闘争題目」つまり「二二年綱領草案」では、後のほうに列挙してある君主制の廃止をはじめ、貴族院の廃止等の当面の要求、政治的分野十項目、経済分野項目五項目、農業分野四項目、国際関係の四項目（実は三項目―松尾）などが「是認・決定」されたといえよう。そして、綱領全体は、君主制の廃止問題の当面の扱い方、革命の性質問題について意見が一致せず、正式に採用されないで、審議未了、継続審議になったといえよう（一九〇頁）。

右の犬丸説は奇妙にも、ランガー・スウェアリンゲン（吉田東祐訳）『日本の赤い旗』（コスモポリタン社、一九五三年）の記述⁽¹⁾に重なるが、ともかく犬丸説を考慮に入れたものごとく、一九七七年八月に発行された『日本共産党の五十年』増補版（二二頁）は次のように「増補」している。

この草案の「君主制の廃止」をはじめ二十二項目の当面の要求は出席者によって確認されたが、綱領全体についての決定は大会後にもちこされた。そして、綱領委員会でひきつづき審議することになったが、同年六月の第一次検挙のため、綱領草案は審議未了になった。

当面の要求が「確認」されたというが、「確認」とはいかなる意味か。存在をみとめたという意味ならば、ここに「確認」と特記するまでもない。出席者は一二テーゼを目前にしている筈だから、当然要求それ自体の存在を確認しているのである。したがって、ここでの「確認された」とは「たしかに承認された」の意にほかならない。蛇足のようなだが、玉虫色に解釈されては困るのでここに一言しておく。

C説もB説同様傾聴に値する説である。戦後日本共産党第七回大会（一九五八年）は、提案された新綱領のうち行動綱領の基本部分のみを党の当面の行動綱領として採択した。一二テーゼのうちの「当面の要求」のみを承認することは充分ありうべきことである。現に石神井会議後入党した佐野文夫は、「当面目標ヲ掲ゲタ」綱領を聞かされている（佐野文夫調書、三七一頁）。私は全面的にこの説に異を唱えるつもりはないが、論証に次のような弱味を感じる。

第一に前掲の徳田の陳述は、犬丸の結論と結びつかない。徳田はただ「大体ニ於テ此ノ綱領ヲ是認シ」といっているだけで、「当面の要求」二二項目のみを「是認・決定」したとはまったくのべていない。徳田のいう「綱領」とはまさに二二テーゼの全体をいっているのであって、「当面の要求」のみを具体的に指しているのではない。たしかに極東勤労者大会のときブハーリンから指示された「闘争題目」(一)天皇ノ廃止、(二)普通選挙権ノ獲得、(三)言論、集会、出版、結社ノ自由、(四)天皇、大地主及社寺ノ土地無償没収及其国有、(五)高度ノ累進所得税ノ賦課」は二二テーゼの「当面の要求」の中にふくまれてはいるが、そのことをもって直ちに「当面の要求」がすべて「是認・決定」されたとするのは即断にすぎるのではなからうか。

第二に、犬丸は同じ論文の中で高瀬の「秘話・第二の大逆事件」に主として依拠しつつ、「君主制廃止のスローガンは、原則的には可決されたが、しかし当面の政策として、大衆の意識状況、官憲の弾圧との関係でどうするかについて意見が分かれば決定をみなかった、というのが実情である」(一八九頁)。としているが、この記述は「当面の要求」全面承認説と矛盾する。「当面の要求」とは、二二テーゼの示すごとく、まさに革命的諸勢力を結集し、その指導権を確保し、ソビエト権力への道を開くための「当面の政策」、すなわち行動綱領にはかならない。「当面の政策」として掲げるかどうか未決のものを「是認・可決」したと片付けることができるであらうか。

第三に佐野文夫の陳述にいう「綱領」を二二テーゼ中の行動綱領とは即断できぬ。佐野は「聞カサレタ綱領ト云フノハ『ブルジョア民主主義ノ獲得ヲ当面ノ目標トシ、一、君主制ノ廃止、二、普通選挙及国民議会ノ設置、三、共和制ヲ内容トスルモノデアルト云フ事デシタ』と陳述している。いかにも簡單至極な内容だが、この程度の内容なら別に二二テーゼを引合に出さずとも、極東勤労者大会の折にブハーリンから示された前記「天皇ノ廃止」以下五カ条の行動綱領にも比定できる。二二テーゼが審議未了のため、従来どおりの行動綱領がいぜんとして効力をもったという説明も可能である。すなわち佐野の陳述程度では二二テーゼ中の行動綱領部分が「確認」された証明にはならぬのである。

以上検討の結果、A・C共通の石神井会議では二二テーゼは全体としては審議未了におわったという説と、Bのプレナムでは二二テーゼは一般綱領部分以外は確定したものと取扱われたという説とは、ともに動かしがたい事実と思われる。残された問題はこの両説をいかに矛盾なく説明するかにある。

かつて信夫清三郎『大正デモクラシー史』（日本評論新社、一九五九年）は次のように書いた。

石神井の会議は、綱領の各問題について明確な結論をだすことはできなかったが、綱領の決定はコミンテルン加盟の条件であった。そこで何とか綱領草案と運動方針がきめられたらしく、その内容は目下のところわからないが、とにかく荒畑寒村がやがてひらかれるコミンテルン拡大執行委員会に提出するためにモスクワに使うこととなった（九八八頁）。

犬丸義一の旧稿（一九六一年）「日本マルクス主義の源流」も完全に信夫説にしたがった（四八頁）。信夫が内容不明とする綱領草案は、二二テーゼそのものにほかならなかったと私は推定する。荒畑が日本を離れたのは、自伝によれば三月二四日のこと（岩波文庫版下巻、二三二頁）。この日付を疑うとしても、おそくとも三月中には出発したことにはまちがいない。石神井会議以後仮に執行部に綱領起草が一任されたとしても、それを行なう時間的余裕はなかった。一步ゆずって新綱領草案が出来たとしても、二二テーゼと別物である限りプレナムでは新たな検討の対象となるはずである。プレナムの議事録にその痕跡がない以上、荒畑が二二テーゼ以外の新綱領草案を持参した可能性は著しく乏しいといわねばならない。

私は、道筋を矛盾なく説明できる唯一の推論として、共産党の執行部が、石神井会議では審議未了におわった二二テーゼを、コミンテルンへは、採択されたと報告したものと考える。これは私の創見ではない。前引鍋山貞親『私は共産党をすてた』の一節を想起されたい。君主制廃止のスローガンについては「コミンテルンへはブハーリン草案をそのまま採択したように報告し、国内ではたとえ極秘の党内文書でも、その問題に全然言及しない」というように処理されたと。山川均は一九五六年九月三日、『社会主義』創刊五周年記念の座談会で、鍋山本のこの箇所と言及し、「この本には、私の記憶している

かぎりのことでも事実とちがった点がほかにあるし、このまま受けとっていいかどうか、もちろん真疑は保証できません。しかしこれでいちおうツジツマは合うのです」(山川『社会主義への道は一つではない』合同出版社、一九五七年、一八八頁)と鍋山説の整合性をみとめている(山川菊栄・向坂逸郎編『山川均自伝』岩波書店、一九六一年、三九四頁、では、同じ座談会の記録から鍋山の名を消し、「この大会に出たという人でこういうことを書いている本があるのですが、真偽は保証できません。」と改めている。

如何にして、会議で審議未了のものをこのように処理しえたのか。審議未了とはいえ、会議では二二テーゼ受入れの空気が強かった。会議の冒頭で即決可否の訴論が行なわれ、即決にきまったことがまずこれを証明する。即決とは二二テーゼの可否をこの場できめる、の意ではなくて、二二テーゼをそのままこの場で可決するの意である。二二テーゼ批判派は採決の延期をとなえたのである。会議は冒頭から採決を前提としてはじまったとさえいえるのではなからうか。少くとも採決派が優勢であったことに間違いない。討論のポイントが天皇制廃止と革命の性格にしばらくいられているという事実は、この二点のみ主要な意見の対立があり、その他の部分には異存がなかったことを意味するともいえる。そして天皇制の廃止は原則的には異議がなかったのであり、プロレタリア革命かブルジョワ革命かの対立も、革命情勢が現実が発生していない当時においては、いわば机上の対立で、必ずしも深刻な対立とはいえない。しかも会議後の共産党は二二テーゼを実質的に受け入れたも同然の方向をたどっていた。岩村本(一九七頁以下)が強調するごとく、もともと二二テーゼを受け入れる素地をもっていった猪俣・鈴木グループは防援会において合法無産政党結成の第一歩を、党中央の公認のもとにふみ出していた。党の機関誌『赤旗』の五月号には平林初之輔「戦列をつくる必要」、六月号には市川正一「階級戦のための陣列」と、いずれも二二テーゼの趣旨にそった論説が掲載され、一方、二二テーゼに批判的な論文はまったくみあたらない。もちろん佐野学がいぜんとして普選大害論を石神井会議以後も維持し(「政党の構成と反普通選挙」『進め』一九二三年四月号)、また合法無産政

党問題がその綱領をめぐる政治委員会内の対立のためにスムーズに進行しなかったところに示されるように（徳田調書、七九頁）、一二テーゼ批判派もいぜん一定の勢力を保ってはいたが、大勢には逆うべくもなかった（松尾『大正デモクシー』二七〇—二七四頁）。

このような事情を念頭におけば、徳田球一の陳述にいう「大体ニ於テ此綱領ヲ是認シ」の綱領とは、単に「当面ノ要求」に限定されるのではなく、綱領全体を意味するものであることが理解されよう。すなわち石神井会議は一二テーゼ全体を原則的には承認したのである。審議未了におわったのは部分である。したがって執行部もあえてコミンテルンには一二テーゼを採択したと報じたのである。厳密にいえば形式的にはペテンかも知れないが、実質的には非難しがたい処理というべきであらう。執行部としては一二テーゼに対するもっとも強硬な反対者荒畑寒村を送り、審議未了におわった疑問点についてコミンテルン幹部にたださせ、荒畑が説得されたならばその帰国をまって延期した大会を再開し、綱領を正式に採択し、また合法無産政党問題にも決着をつけるつもりであったと思われる。その荒畑は、帰国直後の一九二四年二月、『進め』に発表した「普選実施と政党運動」（この論文発見のいきさつについては渡部徹「左翼労働運動の闘将、寒村」『荒畑寒村著作集』2、平凡社、一九七六年、五〇七—五一〇頁をみよ）において、一二テーゼの趣旨を完全に受入れたことを証明した。しかしそのときすでに共産党は解党への一途をたどりつつあった。一二テーゼがついに草案のままにとどまったのは、一方ではコミンテルンの事情で決定が延期となったこと、他方では日本共産党が石神井会議後一年もたたぬうちに解党してしまったことによるのである。

（1）『日本の赤い旗』（三四頁）はいう。市川大会の「一ヶ月後東京の会合で党員は次の諸要求について意見が一致した。即ち君主制の廃止、常備軍の廃止、憲兵秘密警察の廃止、天皇・宗教団体の財産及び大私有地の没収と農民への分配、中国、樺太、朝鮮、台湾からの撤兵、ソヴィエツ

ト・ロシアの承認である。」本書はこの典拠を内田稷吉『日本資本主義論争』（新興出版社、一九四九年）の四七頁に求めているが、内田本の該当箇所は一二テーゼの「当面の要求」を列挙しているだけで、これについて「意見が一致した」とはまったく書いてない。

(2)

第一次共産党の綱領的文書には次のものが数えられる。(a)一九二一年四月、日本共産党準備委員会が作成したもの。この「日本共産党宣言」は「当面の要求」をふくんでいない。全文をロシア語訳からさらに訳しもどしたものが、村田陽一「日本共産党準備委員会の宣言・規約」(『労働運動史研究』59、一九七六年)に収められている。(b)一九二二年一月、極東勤労者大会のときの「日本代議員団採択綱領」たる「日本における共産党の任務」(岩村登志夫訳『史林』六二巻三号、一九七九年掲載予定)。その位置づけについては岩村本(七九―八二頁)を参照されたい。この綱領は「当面の要求」として、「(一)政治制度の完全な民主化、(二)自家労働による耕作農民への交付利益をともなう国有化、(三)労働者生産統制のもとでの巨大工業部門の国有化、(四)植民地、植民地的勢力圏の解放」をあげている(岩村訳)。(c)同じ勤労者大会のときにブハーリンによって与えられた行動綱領、すなわち前記「天皇ノ廃止」などの五項目(徳田調書、七一頁、高瀬本五六頁)。岩村本(七九頁)は徳田調書は(b)の「内容をあやまって伝えている」としている。この重要な指摘については前記(b)の岩村訳の解説を参照されたい。(d)第一次共産党創立大会の折に決定された綱領。このとき規約(『英国共産党暫定党規』)が作成されたことは確実だが、綱領については不確実。戦前の証言は綱領を作成しなかったとの立場をとるものが多い。徳田調書は「私達ガ齊ラシタ極東民族大会ニ於テ支持サレタ既述ノ内容ヲ充分討議シ決定スル事ガ出来ズ、何レ此創立大会後直チニ派遣サル『コミンターン』第四回大会ヘノ代表ノ帰国ヲ待ソト云フ事ニナリマシタ」(七四頁)、とのべ、国領調書も「大正十一年九月入党シタ時ニハ党ニ綱領ハ無カッタト記憶シテ居リマス」(二六一頁)という。「市川正一予審顧問調書」(第四回)は「当時ノ党ハ未タ綱領ラシイモノヲ持ツテ居マセヌシタ」とのべ、彼の陳述(党史)もまったく言及していない。わずかに荒畑調書だけが、「其後ノ第一次共産党組織綱領方針等ガ其大会(極東勤労者大会―松尾)ノ趣旨ニ照応スル様ニ作ラレタモノト

ハ思ツテ居リマセヌ。例ヘバ其綱領ノ如キモ極メテ簡單ナ公式ヲ採用セルニ過ギザル暫定的ナモノデ、私ノ知ツテ居ル限りデハ第一次共産党ハ遂ニ正式ノ綱領ヲ持タナカツタノデス」(一一頁)と簡単な綱領にしる創立時に作成されたともとれる陳述をしているくらいである。

戦後も風聞文吉『モスクウとつながる日本共産党の歴史』(一九五一年一八二頁)、ランガー・スエアリンゲン『日本の赤い旗』(一九五二年、三二頁)、山辺健太郎「綱領問題の歴史」(1)『前衛』一九五七年七月号)、信天清三郎『大正デモラシー史』(一九五九年、六五七頁)、犬丸義一「日本マルクス主義の源流」(一九六一年、三三頁)、岡本宏『日本社会主義政党史序説』(法律文化社、一九六八年、一四四頁)、G. Beckmann & G. Okubo, *The Japanese Communist Party 1922-1945* (1969 p. 50)、辻野功「日本共産党の結成」(渡部徹・飛鳥井雅道編著『日本社会主義運動史論』(一九七三年、九六頁)と、創立時における綱領の存在を否定する。また、徳田球一・志賀義雄『獄中十八年』(時事通信社、一九四七年、三七頁)、鍋山貞親『私は共産党をすてた』(一九四九年、六一頁)、谷口善太郎『つりのできぬ釣師』(新日本出版社、一九七二年、二〇頁)、それに『寒村自伝』(二二頁)までがこれに裏付けを与えた。

一方、綱領決定説も次第に強力となった。近藤栄蔵は『コミンテルンの密使』(文化評論社、一九四九年、一八〇頁)で創立大会と市川大会を混同しつつ、「主として山川の執筆に成る前の準備会案を基礎とした」『規約、綱領、運動方針等が』可決されたと記したが、遺稿『近藤栄蔵自伝』では「結成準備会」(いわゆる「創立大会」)では「モスクワ製の党綱領、規約等とが披露され、討議もされたと思う」(二五九頁)と起草者を一変させながらも創立時における綱領的文書の存在を肯定する。鈴木茂三郎「日本社会主義運動史話」(一九六七年、『鈴木茂三郎選集』第三巻、九九頁)および野坂参三『この五十年をふりかえって』(新日本出版社、一九七二年、九頁)はともに党創立直後に綱領をみせ

られたと語る。しかし、研究者に強い影響を与えたのは高瀬清の証言である。彼は「党創立の頃」(『前衛』一九六三年一月号、『高瀬本』所収)では一言も綱領について言及しなかったのだが、「座談会」(一九七〇年)では、突如として、創立大会で「英国共産党綱領」といわれるものがきまり、第四回大会でこれが討議され、ブハーリンによる修正案が起草されたと語り、さらにその修正点に関して、「日本から持っていた綱領には天皇制の問題が書いてない。それを補正するという意味でブハーリンが修正案を出したわけです」(四七八頁)と説明する。高瀬は志賀義雄との対談「日本共産党創立のころ高瀬清氏に聞く」(上) (『日本のこえ』一九七二年一〇月二三日)でも同様に補足するごとく、一九二二年春ごろには山川均を中心に、綱領草案が「できていたはず」と「こちらで草案はつくった」ことを力説し、これとブハーリンの草案の「ノートと対照しながら、党草案をつくることになったのです。そこで天皇制の問題をどうするか、ということになりました」と語る。そこで大丸論文(一九七三年六月)はこれまでの持論をひるがえして、綱領決定説をとることになる。岩村本はコミンテルン綱領委員会からの綱領提出要請をもって、創立大会での綱領決定説を裏付ける(七七頁)。ただし、岩村は山川起草説を疑い、極東勤労者大会の(b)文書を確認したのではあるまいかと推測する(八九、一〇六頁)。

(a)、(b)とちがい(d)は文書として内容がたわらぬため、(c)同様存在の確証がない。創立時に日本で作成されたものが二二テーゼの原案であるかのように主張する高瀬説は信用できない。創立当時普選運動反対派が圧倒的であった日本共産党が、二二テーゼ的な綱領を発想できずはないし、一步ゆずって高瀬説を認めるならば、二二テーゼに対して綱領起草委員会が設けられるほど抵抗が強かった事実を説明できない。私は戦後四分の一世紀もたってから思い出されたような話よりも、戦前証言を重視したい。前述の徳田、国領、荒畑の三陳述は必ずしも矛盾するものではない。正式の綱領は創立当時存在しなかった(国領)。

すなわち、極東勤労者大会において支持された(b)あるいはブハーリンによって指示された(c)は討議決定されず、コミンテルン第四回大会待ちとなった(徳田)。しかし、きわめて簡単な行動綱領のみが暫定的にきめられた(荒畑)。このように解することができ。荒畑は『共産党をめぐる人々』(弘文堂、一九五〇年、のち『左の面々』、早川書房、一九五一年所収、一七二頁)において次のように書いている。

オモチャみたいな党であっても、革命党であるからには革命的な綱領を具えなければならぬ。だがコミンテルン日本支部とか、プロレタリア独裁による社会主義制度の実現とかいう規約や、帝政の廃止、大私有地の無償没収と国有、貴族院や枢密院の廃止、常備軍の廃止、普通選挙の実施、言論・出版・集会・結社の自由、八時間労働制、最低賃金制、社会保険、労働組合の法認等々の政綱こそ掲げられ、その実践に関しては誰も具体的に考えていなかった。

おそらく右の「政綱」こそ、極東勤労者大会の際にブハーリンによって示された「行動綱領」そのものの、あるいはこれを基礎としたものに外ならず、野坂や鈴木が見たのもこれであろう。これに二二テーゼ中の行動綱領と趣旨において一致する。したがって、石神井会議以降、二二テーゼ中の行動綱領が効力を持つようになったという見方とともに、創立時の行動綱領がいぜん党結集の基準となったという説も成立つ余地があるといわねばなるまい。

(補注) 市川正一予審顧問調書(第四回)には次のように記載されている。「大会後細胞会議ヲ聞イタ報告ニ依ルト所謂第一革命(ブルジョア民主革命)カ第二革命(プロレタリア革命)カノ問題ニ付イテ相当激論ガ交サレタカ遂ニ決定ヲ見ナカツタト云フ様ニ記憶シテ居マス。(中略)此ノ問題ト関連シテ君主制ノ問題モ此ノトキニ出タカ夫レニハ触レナイコトニナツタトノコトデシタ。夫レハ要スルニ『触ラヌ神ニ崇リナシ』式ニ問題ヲ回避シタノテアツテ実ハ神聖君主々義ノ幻影ニ屈服セラレテ居タコトヲ物語ルモノデシタ」。